目

次

はじめに

許遜伝の演変と浄明道師旌陽許真君伝 許遜の生涯と初期許遜教団

Ξ 許遜教団の発展

宋代の許遜信仰

四

五 浄明忠孝道の成立

秋

月

観

暎

知識官僚層の浄明忠孝道観

六

<附図> おわりに

新建県全図・逍遙山万寿宮図

はじめに

て多産な創造的活動の時期であることは注意されてよい。即ち金の天眷中(一一三八-四〇)に蕭抱珍の太一教、一一四二 く後退した混迷の時期であるが、これを宗教史の上から見るとき、近世における所謂新道教々団が相次いで出現する極め 北宋王朝の衰亡を招いた請康の難(一二二七)後の数十年間は中国史上、漢民族の勢力が北方異民族の逼迫によって著し

践をもって得道の要訣とする浄明忠孝道の成立こそ、道教と儒教との思想的接触を深化し、三教融和思潮の内面的な空隙 である三教融和の傾向は、勿論これら新道教々団の成立によって大いに促進されることとなるが、就中、忠孝の道徳的実 のに対して、道教と儒教の教理的交渉は甚だ疎であり、指摘しうる具体的事例は僅少に止まる。近世中国の宗教界の大勢 に備えていることは周知のところであるが、従来の三教間の交流は儒教と仏教、道教と仏教の間において比較的密である 新道教々団は符籙・金丹など、旧道教の教理的要素を多分に残す太一教を除き、他は何れも三教融和の新しい傾向を一様 対する許真君の降授があり、教団は唐末以来の衰勢を脱して蘇生し、浄明忠孝道発生の母胎が形成されている。これらの 年に劉徳仁の真大道教、一一六三年には王重陽の全真教が成立しており、また許遜教団においても一一三一年に何真公に

成したと見られる道教の相承系譜の中に収めている。これらの記述がどこまで歴史的な真実を伝えるものであるのか、少(3) 分し、高明大使許遜を霊宝の総帥として掲げて、鄭思遠・張道陵など最も著名な道士と同列においている。また許遜個人(2) なからぬ疑問が残るにしても、浄明忠孝道の教学、並びにその祖師としての許真君が近世道教々団内部において極めて重 と並べて許真君の浄明忠孝道を道教の主要教派と見なし、「清微斉法」(巻上)は道教の系統を道宗、霊宝、道徳、正一に四(1) について見ても、「雲笈七籤」(巻四)に収める道教相承次第録は許遜を第三十六代に列し、歴代の著名道士を排列して 構 第四十三代天師である張宇初は「道門十規」の道教源派の条において、天師の正一教、葛仙翁の霊宝教、茅真君の上清教

を充たし、これを実質的に達成するうえに重要な役割を果したものと見ることが出来るであろう。

二篇の論考をものして、 筆者はさきに「許真君伝考 浄明忠孝道の祖師とされる許真君の記伝について予備的な考察を加えるところがあったが、拙稿(4) 浄明道研究序説――」、及びこれに対する「許真君伝考補遺 十二真君伝を中心にし 上の

要な地位を付与されていた事実を明瞭に物語るものであろう。

未開拓な分野に対する地馴しであり、恐らく誤解や不備の点も少くないことと思われる。大方の御示教を予めお願いして われるが、この点は浄明忠孝道形成の歴史地理的考察とともに、 ると思われるし、また考察の重点を浄明忠孝道の形成過程におく関係上、教理的・思想的な考察に立入る余裕はないと思 の発祥の経緯、ならびに相承の系譜を検討せんとするものである。従って拙稿の一部にはそれと若干重複するところがあ はこれらについで、主として許遜を中心として形成された信仰集団、いわゆる許遜教団の盛衰を辿りながら、浄明忠孝道 いずれ稿を改めて論じたい所存である。何分にも拙稿は

一 許遜伝の演変と浄明道師旌陽許真君伝

おく次第である。

おいて小説化され、以後霊異に満ちた済世利民の神仙譚の主人公としても広く民間の人気を集めるに至る。(5) 教団の教祖として信仰・祭祀の対象となり、引き続いて浄明忠孝道の祖師とされる神仙であり、その生涯は早くも宋代に 黄元吉の手になる「浄明道師旌陽許真君伝」(浄明忠孝全書 後に演変せる伝承の内容を纏めて紹介する機会がなかったので、 容については、これまで最も単純な体裁をもつ宋代の「許遜真人伝」(雲笈七籤 は、多神教的性格をもつ道教の神格の中でも珍しい事例に属すると云ってもよいであろう。許遜の生涯を記す諸記伝の内 君に対する崇敬と信仰には著しい隆替が認められるが、一千有余年に亘って世人の信仰を集める宗教的権威を保ったこと 許真君すなわち許遜は既に触れたように晋代に実在した人と伝えられ、寧康二年(三七四) 八月に飛昇して以 来、 巻一所収)によって、その概略を紹介しておきたい。(6) 少々煩鎖ではあるが叙述の便宜上、 巻一〇六所収)の筋書を紹介したが、その 浄明忠孝道の第二祖 その間 許遜 許真

譜籙類 二〇一冊 所収)であり、その内容は「〈古〉十二真君伝」に拠る「太平広記」所収の許真君(巻十四)、呉真君 考えられるのは める「浄明道師旌陽許真君伝」の位置を見定めておく。まず、今日存在を確めうる諸許遜記伝中、その成立が最も古いと(で) 明道師旌陽許真君伝」の紹介に先立って、 推測される。 及び蘭公(巻十五)の記述と一致する点が少くなく、恐らく「(古)十二真君伝」中の関連記事をまとめて撰述したものと である。 るであろう。 伝承が本伝に至って初めて呉許二君の師弟関係を逆転し、 体道通鑑 るものである。 主要な経歴に具体的な紀年が書き加えられ、 の初期に至って白玉蟾によって撰述されたもので、本伝は初めから教祖としての許遜の地位を確定しているほか、 一一二年に至って北宋の徽宗より許真君に対し「神功妙済」の封号が贈られ、 教祖許遜の地位を確立することによって教団の組織・体系を整えようとする意図を反映したものと見ることが出来 また現存資料にあって最も古いのは、 約七百年に亘って繰り広げられた許遜記伝の成立と演変の跡を簡単に辿りながら、 巻二十六所収 ところで本伝が諸許遜記伝中においてもつ最も重要な特色は、従前呉猛を許遜の師として展開してきた許遜 次に注目される記伝は「旌陽許真君伝」(修真十書玉隆集 そののち許遜の伝承は内容的に大きな改変を被ることなく、 「(古) 十二真君伝」であり、 洞真部記伝類 一四三冊)から「西山真君八十五化録」(洞玄部譜籙類 まず許遜教団の宗教的・社会的な立場、 成立の年代及び撰者は共に不詳ながら七世紀中葉に流伝していたことは確実 形式的にも所謂教祖伝の体裁を完備しており、そのごの許遜伝の雛型とされ ほぼ八世紀中葉に成立していると推定される「孝道呉許二真君伝. 許遜の独尊的地位を確定しようとしている点にあると云えるよ 巻三十二所収 殆どその儘の筋をもって「許太史」(歴世真仙 国家的祀典が行われてのち、 ならびに志向を反映しつつ、 洞真部方法類 許遜伝承発展の系譜の中に占 二〇〇冊)へと引き継がれ、 一二七冊) であり、 概ね七世 (巻十四) 許遜の

道蔵中に約十点が含まれており、

かつて検討した如く、

許遜関係資料は所謂記伝資料のみをとっても、

理・律暦・五行・讖緯に通暁、 だ。真君は生れつき利発で容姿もすぐれ、幼くして分別をもち、よく他人に物を与え、逆うことをしなかった。かつて猟に出て鹿を 漢末の戦乱を避けて豫章の南昌に移り住み、呉の赤鳥二年(二三九)母が金鳳の銜む珠が掌中に墜ちるのを夢みて妊み真 君 を 生 ん 射とめ、矢に当った親鹿が生み墜した子鹿を舐めながら斃れたのを見て感悟し、弓矢を折り棄てて専心学間に志し、経学・天文・地 真君の姓は許氏、 名は遜、字は敬之、代々許昌の人であり、高節を備えながら仕官せず、頴陽由(許由)の後裔である。父の粛は 就中、神仙修錬の術を嗜み頗るその妙音を得た。

山の金氏の宅に居を徏し、聞達を求めずして、専ら修練にはげんだので郷党は孝道に教化され、友人はその徳義に感服 する に 至っ となく許遜の宅の一角に居をかまえ、多くの者が姓を許と改めて住んだので、その地は許家営と呼ばれるに至った。 の治迹を挙げたので、蜀の民は「人竊むなく、吏奸欺なし。わが君人を活かす、病能く為すなし」と語ったと云う。併し晋室の乱れ た。県政を行うに当たり、或は神丹をもって瓦礫を金にかえ、飢民の困窮を救い、或は神方をもって大疫に苦悩する民衆を救うなど て吏胥を誡め、貪鄙を去り、煩細を除き、囚人を悉く解放して道をもって論し、忠孝、慈仁、忍慎、勤倹を教えたので吏民は悦服し た。この間朝廷より屢礼命を加えられ、止むをえず太康元年(二八一)に四十二才にして蜀の旌陽県令となるが、仕官の初めに当っ ん事を察し、官を捨てて郷里に帰ったので蜀の民は別れを惜んで遠方まで送り、或る者は自から服役を願い、最後まで引き返えすこ そのころ西安に住む呉猛が丁義の神方を得たことを聞き、これに師事して悉くその秘法の伝授をえ、郭璞と修養の地を尋ねて逍遙 を得るに至らなかったが、王敦の部下の加える危害を奇術をもって逃れて天宝洞に至り、遂に逍遙山に帰って後は専ら弟子と共に真 立てた。明帝の大寧二年(三二四)に王教が反乱を起すや真君は呉君と共に赴き、彼の失敗を予見して妄動を誡めた。結局彼の飜心 素行を調査し、炭に汚れなかった者十人をもって弟子となし、江湖の周遊に従わしめ、至るところの民の害を除き、凡そ七十余靖を 世の中に知れ亘り、弟子となることを希望する者が数百人に達した。そこで真君は炭を化して美婦となし、弟子のもとを訪れしめて する。この年は永嘉六年に当っており、真君は経行のところに七靖を立て、諸鬼霊を鎮めた。斯様にして許君の道術の高妙なことが たので、真君は弟子を集めてこれを誅せんとし、海昏の社伯や南昌の社公などの力を利用し、弟子の呉君・施君の協力によって退治 呉の蛟を書符をもって渓にとぢこめるなど数々の成果を発揮する。この時海昏の巨蛇が民を吞み船を覆すなど大きな被害を与えてい れ以後許遜は真君としての孝道教化・民苦抜救の霊威を発揮し、黄堂近辺の淫祠を廃し、民の為に泉を出し、江を渡っては黄竜山の とを辞し、その南に祠を建て黄堂と名附けて諶母を祀った。そのご許遜は日月二帝君に遇って浄明霊宝忠孝之道を授けられるが、こ なったが、今孝道明王之道が独り許君に伝授されたので君は許君を師となすべきである」との宣言を受ける。二君はともに諶母のも 之法、及び蘭公より依託された孝悌王の銅符、鉄券、金丹、宝経を授けられ、一方呉猛は諶母より「君は昔神方をもって許君の師と そのご真君は呉猛と同道して新呉(奉新県)の栢樹林において剣仙より神剣を授けられ、丹陽県の黄堂請を訪ね諶母より孝道明王 西安県(分寧県)において蛟蘗の妖物を誅し、その地の社伯の怠慢をせめて祠門を閉鎖し祭祀を中止せしめ、更に新

数々の賜品を授け、沖挙の日を伝えて去る。そこで真君は弟子及び郷曲の耆老を召し、沖挙の日を伝え諭して、別離の宴を設け、 したので、先祖はそれぞれ仙官に封ぜられ、仙曹の左府に居宅を賜ったことを告げる。そこで許真君は多くの弟子のうち陳勲・時荷 に詔を下して「前世において殺を貪り、匿れて先祖を祀らざるの罪を脱し、今生において行符、呪水、治病、罰悪、 生民を済い、名は玉暦に高く、衆真推仰す。宜しく甄昇し、九州都仙太史兼高明大使を授くべし。」との玉詔を伝え、金丹一合のほか 遜多劫の前より至道の勤苦を積習し、悉く経緯を備えて逾深く、万法千門歴せざるなく、災を救い難を抜き害を除き妖を蕩い、功は おいて真君の飛昇を聞いて馳せ帰り、 百三十六年の間、 一人の弟子に夫々五言一韻の勧誠詩十首を与え、この月の十五日、大いに斉会を営むうちに、遙かに天より二詔使が下り、再び許遜 周広・曾亨・黄仁覧及び旴烈とその母を選び、仙眷四十二口と同時に昇挙した。また真君の忠実な下僕であった許大夫妻は西嶺に 孝武帝の寧康二年(三七四)八月一日に至って天より二仙人、すなわち玉真上公崔子文と元真上卿瑕丘仲が降下し、「学仙童子許 おおよそ浄明に参学し、弟子はみなこれを道師君と呼んだ。真君の飛昇ののち里人が族孫である許簡とその地に祠 従行を求めるが許されず、遂に地仙の術を授けられて山中に隱居した。真君はこの世に住んだ 馘毒の功を録し

詮を講究し、時事に関意することなく、平時は常人と何等異るところのない生活を送った。

見出しえない記事である。試みに許真君記伝の最も基本的な文献であると見られる「孝道呉許二真君伝」および「旌陽許(印) ぎり浄明忠孝道の起源は許真君在世の晋代にまで遡り、許真君が丹陽の諶姆を介して孝道明王の法を授かってのち、 ひとり許君伝えることをえたり、(猛) 君当にこれを師とすべし。」として呉猛に対する許真君の師匠としての 地位を 不動 を得たことを述べて許真君が孝道の師たるべきことを仄しており、更に「旌陽許真君伝」はこの点を「今孝道明王の法は 襲して後代を誘進し、邪を除き逆を去り、心を修めて行を練れば則ち仙道を去ること遠からず。」と記す孝悌王の銅符鉄券 真君伝」の此の点に関する記述を本伝と比較しても、まず「孝道呉許二真君伝」は許真君が「孝道の師と為り、 ろで本伝に記す許真君に対する諶姆の孝道明王の法伝授の記述は既に「(古) 十二真君伝」にあったことが「太平広記」によ もって脚色されている本伝の記述に対し、無批判に斯様な推定を下すことを慎まねばならぬことは云うまでもない。 しながら本伝の内容は既に窺見してきた許遜伝承の演変の状況から推して大きな問題を含んでおり、幾多の宗教的神秘を 元年(二八一)蜀の旌陽県令となり、例の蛟蛇退治を終えて帰郡せる永嘉六年(三一二)の間に擬定することが出来る。併 日月二帝君に遇って浄明忠孝の道を授けられた時をもってこれに当てなければならず、その時期は一応許真君が晋の太康 て、本伝が許遜は生存中すでに浄明忠孝道の伝授をえたと記していることは注意すべきであって、この様な記述に依るか って確められるが、許真君が日月帝君より浄明霊宝忠孝之道を授けられたとする記述は本伝に至って始めて出現するもの 本伝がその大部分を負っていると見られる「(古)十二真君伝」から「西山真君八十五化録」に至る五伝には全く 「浄明道師旌陽許真君伝」の梗概であるが、当面の問題である所謂許遜教団と浄明忠孝道教団の関係につい 孝道を伝

許遜教団の祖師である許真君、 孝道の事実上の開祖は飽迄洞真先生玉劉真であるが、彼が許遜信仰を介して浄明忠孝道を感得せる結果、自ずから遡って 君が日月二君より浄明忠孝道を授けられたと云う教法伝授の記述である。而してこれと全く同じ記述が後述の如く同じく 拘らず、唯一つ例外の増飾のあるのが認められる。これが外ならぬ「嘗遇日月二君、授浄明霊宝忠孝之道」すなわち許真 ている孝悌王・蘭公をまじえた煩鎖な手続きを一切削除して、 許真君の諸行迹を却って削除し、 ところがないのである。一方、 ことは充分可能であるにしても、 の発祥が晋代の許真君、 とは明瞭であって、 じく許真君を祖師となし、 のであろう。 併し確かに元代の玉劉真に発する浄明忠孝道と晋代に起ったと伝えられる許遜教団とは無関係ではなく、 孝道の師としての許真君の立場を確定しているものの、両伝とも未だ問題の浄明忠孝道には一言も触れる 本論においては両教団を一応別個の存在と見なし、 | 或は唐代の胡恵超の時代まで遡ることを意味するのではなく、前稿において推定した通り、浄明忠 教理発祥の淵源を許真君に置いている事実から、 本伝は先行する許真君の諸記伝が許真君の宗教的権威を高めるために増益したと見られる 及びその中興者である洪涯先生胡恵超をも抱摂して祖師の系譜に組入れたことを物語るも この浄明忠孝道教団に玉劉真以前の許遜教団を含ましめることは歴史的事実に反するこ 簡略化している顕著な傾向 その結果のみを簡単に略記している(ユロ) 例えば許真君に対する諶姆の教法伝授の過程に設定され 玉劉真以前を許遜教団と呼び、 これら両者の上に思想的・教理的脈絡を辿る ―が見出されるにも 所謂浄明忠孝道と

同

区別する原則的立場に立つことを予め明らかにしておきたい。

化に協力し、やがて許遜教団の中枢の幹部となったと伝えられる許遜の側近者である。この逍遙山における修道は許遜が(14) 十二真君はかゝる弟子集団を組織し、かつて論じたような優れた霊能・特技をもって許遜の教化活動を助け、 現れておるようで、 「浄明道師旌陽許真君伝」の記述に従って一応辿ってみよう。許遜の生涯における最初の宗教的な心情経験は極めて早く さて浄明忠孝道の成立を考えるに先立って、まず祖師である許遜の入道ならびに母胎となった許遜教団の形 逍遙山に居を定めて修練に励んでおり、のちに約三百人の弟子が出来るのもその地においてである。(33) まず年少期の鹿猟において感悟するところがあり、 神仙修練の術を嗜み、更に呉猛を訪ねて丁義の神 教団の組織 成過程を 所謂

官が退職・転任ののちに旧任地において民衆の手によって生祠されることは決して珍しいことではなく、(15) 場から民衆の現実的救済に既得の霊能を充分に発揮・活用しており、 諶姆を介して蘭公所伝の孝道明王之法を伝授され、その指導者たるべき保証を与えられる。許遜を中心とする宗教的集団 ける生祠の事実を直接に所謂許遜教団の成立と結びつけることは困難である。かくて東帰して再び修道生活に入る許遜は 旌陽県令となって赴任することによって一時中絶するが、彼が晋朝の紛乱を予見して辞職するまで地方行政官としての立 はこの孝道明王之法を奉ずることによって始めて宗教々団としての体裁 辞職ののち生祠されることとなる。但、 ――教法・教団組織・指導者・信徒集団 彼の旌陽県にお 当時地方長 を整

明忠孝道を授けられているが、この記述が歴史的事実ではなく、元代浄明忠孝道の人々の仮托であることは前述の通りで えるに至ったものと見ることが出来よう。ちなみに「浄明道師旌陽許真伝」によれば許遜はこのあと日月二帝君に遇い浄 205

ある。

ともあれ、

得道後、

許遜は金丹宝経・正一斬邪之法・三五飛歩之術・諸階秘訣等を授けられ、蛟蛇退治に代表される除

て寧康二年(三七四)八月一日に飛昇する。 昇仙後、彼は直ちに祀られ た よ う で、(16) 害済民の行迹をたてており、昇仙に至る晩年の約十年の間、更に真詮・八宝垂訓の講究に専心してのち、玉皇の詔を受け 危険であると云わなければならない。併し、その反面これら所伝の史実性を否定する明確な根拠もないのであって、 西山十二真君伝一巻」の記事がその存在を示す最古の確実な手懸りを提供する以外は成立の年代も、 らべき資料である「(古)十二真君伝」 は遺憾ながら既に散逸しており、 既に触れたように 「唐書」 祠の過程を要約したものであるが、併しこれを直ちに歴史的な事実と見るべき保証は全くない。初期許遜教団の模様を窺 真推仰す。 るべきではなく、 らの所伝がたとい歴史的事実をそのまま伝えるものではないにしても、これを空想的に作意された単なる虚構として却け して十二真君をもって許遜と時代を共にした人物として記しているとは云え、これを直ちに晋代の実録と見ることは聊か 「所在に生祠を立て、家畫像を伝う。敬事すること神明の如し。」と伝えられる崇敬を更に一歩進め、「名玉暦に高く、 加うるに十二真君中許遜と呉猛を除く他の真君は六朝時代の文献にその名称すら見出すことが出来ず、諸記伝が一致 族孫の許簡がその地に祠庙を立てて祀ることとなる。以上は許遜の記伝資料に見られる彼の修道・得道・昇仙・ 宜しく甄昇あるべく、 かかる記載を通じて、許遜を中心として形成され、運営されてきた許遜教団の様態、 九州都仙太史兼高明大使を授くべし」との詔を賜った神仙として愈々里人の深い信仰を かつて旌陽県令を辞した際に民衆は また撰者も不詳であ 芸文志の 「晋洪州 並びに初期浄明忠 これ 衆 祀

孝道の志向するものを幾分なりとも汲みとることは不可能ではあるまい。

現行道蔵中に十二真君の記伝を収める六点の資料があることはかつて紹介したところであるが、就中最も豊富な記事を

残る十人の伝を五つに分類し、各伝の冒頭に本貫及び社会的出自、或は許遜との繋縁を明示した見出しを付しており、即ち 載せる「逍遙山羣仙伝」は許真君を除く十一人の真人の伝を収めるに当って、単純に氏名を表示する呉猛伝の場合を除き、

蜀川陳勲、 廬陵周広、乃世族儒生。

泗水曾亨、 鉅鹿時荷、 皆黄冠上士。

豊城甘戦、 草沢布衣。

沛郡施岑、 郷関壮士。

蘭陵彭坑、南昌旰烈、 鐘離嘉、建城黄仁覧、皆以懿戚、久処師門。

と標示している。これは許遜教団の諸性格を考察するうえに便宜な手懸りを提供するもので、まずこの資料によって初期(タエ) 許遜教団の教線の地域的な範囲を考えるべく、各真人が許遜の存在を知って入門を決意せる当時の居処と、その本貫を調

査すれば次の如くである。

真人名

本

貫

発心入門地

猛…… 濮 陽(河北省濮陽県)

陳

勲……

薥

Ш (不詳)

不

青城山 (四川省峰県)

周 亨……洍 広.... 廬 水(山東省泗水県) 婈 (江西省吉安県)

曾

豊 城(江西省豊城県) 雲台山(四川省麓渓県)

時 荷…… · 鉅 鹿 (直隸省平郷県) (江西省豊城県)

甘

戦……

豊

城

不 詳

四明山

(浙江省余姚県)

岑……沛 郡(安徽省宿県) 赤鳥県 (江西省瑞昌県)

施

陵 (山東省嶧県) 不 詳

鐘離嘉 : 同

城

(江西省高安県)

不

詳

烈… 南 昌 (江西省南昌府治) 不

詳

旰

彭

坑....

覵

右 不

詳

すべて南昌の西山を中心とする江西省、 鐘離嘉・黄仁覧の四者は何れも本貫である江西において入門したものと見做して差支えないようである。この様に見るな らば、彼等十二真君の出身地は江西を除き概ね華北の各地に分散しているのに比較して、発心入門の地は時荷一名を除き、 右記の入門発心の土地は伝中に明記のないものを一応不詳としておいたが、呉猛・彭坑の場合を除いて、甘戦・旰烈 及び許遜が県令として赴任したと伝えられる所謂蜀地の一部に限られており、

真君の遺跡と一致していることは注目されてよい。

周

広・施岑・彭坑・黄仁覧などはこれに属する人々と云えよう。 を尋ねれば官吏の家柄に属する。そのほか旰烈・黄仁覧の出身は不詳であるが、許真君と親密な繋縁関係を結んでいる事 であり、 実から推して、これまた下層の家柄の出身とは考え難く、 つ十二真君を中心に構成される許遜教団を経済的に支える社会的基盤が如何なるものであったか。この点は信徒層の社会 とする教団の幹部は少くとも中流以上の階層出身者によって占められていたと見てよいように思われる。 次に社会階層的な出自を検討すれば、まず世族儒生と云われる高門の教養人、 草沢布衣と称される甘戦は孝行をもって仕官の推挙を受けた人物であり、郷関壮士と称される施岑にしても祖先 たとい記載に多少の誇張や潤色があったにしても、 また曾亨・時荷は黄冠上士と云われる如く出色の道士の出 或は官吏の出身が多く、呉猛・陳勲 斯様な出自をも 許遜を中心

浄明忠孝道教団の志向の反映を求めることは可能な筈であり、 することも可能であろう。万一、このような両者の交渉が歴史的な事実でないにしても、この記述の中に本書撰述当時の あり、金氏自身がかつて「進納をもって官に補せられ」ている経歴から推して、彼は新興の地主階級に属していたと推測 料は初期の許遜の宗教活動に対する経済的な援助が許真君に傾倒せる地主の富豪によって行われていたことを示す好例で 丈夫の一言、道身命に合し、猶以て人に許す。况や外物おや」と答え、譲り受けた邸宅の代価を問う許真君に対し、 は許真人の教化活動をたたえて、全く無償の提供を申し出ており、更に荘田を加贈して教団の運営を助けている。 ように許遜は西山に修道の地を求め、金氏の邸宅に至って、これを譲りうけて修道場とするが、この際の接渉において、 し許真君が「傾蓋を蒙ると錐も、これを受くる名なし。願わくば需るところの多寡を聞かん」と述べたのに対しても「大 金氏は単に土地邸宅を提供したのみならず、 (修真十書玉隆集 巻三十六所収)に記す許真君と地主真官との交渉記事はその意味において甚だ貴重である。既に紹介した 附属の荘屋を合せて寄贈して薪水の資たらしめんと申し出ており、 初期教団の経済的な基盤をささえる信徒層は恐らく元代の これに対 この資

階層的な検討とともに浄明道教団研究の重要な問題点であるが、これに関する資料は極めて乏しく、

たまたま「諸仙伝」

深い血縁的な関係が存しており、 「逍遙山羣仙伝」が さて次に許遜教団のもつ特徴と思われるのは教団の幹部集団に認められる濃厚な血縁的性格である。既に触れたように 「皆懿戚をもって、久しく師門に処す」と記すように、 その繋縁の系譜を辿るならば、概ね次の如くなる。 許遜と彭坑・旰烈・鐘離嘉・黄仁覧の間には

形勢戸の階級に属していたのではないかと推測することも出来るであろう。

彭坑

格にあり、来世を説く宗教が自ずから脱俗的性格も備えるのに比較して、著しく世俗的な性格をおびていることは否定し じ、濃厚な血縁的性格が成立するのは寧ろ自然ななりゆきと考えてよいであろう。 以上、出家・不娶・不妻の戒律の生れる余地はなく、教団首脳の人間的接触の中に自ずから世俗社会同様の婚姻関係が生 係は多くの中国の宗教々団の成立期において多少なりとも見出される事柄ではあるが、教団幹部集団のほぼ半数に当たる えない事実であるが、特に許遜教団の教説の眼目をなす孝道の倫理は云う迄もなく家族倫理であり、 人々が親族血縁者によって占められる事例は稀と云ってよいであろう。道教のもつ宗教的な特色は云う迄もなく現世的性 る様な司掌をもって許遜教団の運営・布教に参劃していた訳である。斯様な宗教々団幹部に認められる血縁的な繋縁の関 即ち許遜からすれば岳父の彭坑、長姉の子であり甥に当る旰烈、同じく次姉の子鐘離嘉、更に女婿の黄仁覧が後に述べ 家族倫理を重視する

的霊能を備える神仙を志し、 許遜教団の教法の中心となっている「孝道之法」の教旨は、所謂孝道を中心におく道徳的修練によって超人 あわせて済世利民の実践を行わんとするもののようで、「孝道呉許二真君伝」(第一・二紙)

にはかつて触れたように、 許遜と呉猛が例の蛟蛇退治に赴くに当って、

呉許二君拱揖相謂曰。吾等積徳累業。所冀利民。不能為人除害。何以彰余道徳矣。

いではどうして吾々の累積してきた道徳の効果を彰かにすることが出来ようかと述べ、一方、 と記しており、 徳を積み業を累ねるのは民の利を願うからに外ならない。人々の為にこの様な害を除き去ることが出来な 蛟蛇退治の凄絶な闘争の場

見聞之人莫不摂懼。匪神仙志道之士。安能戮力而絶滅者焉。

面を目前にして人々は

始まり、悟道の後において「真君の孝道の法江左に盛行するを聞き」、「真君孝道の法を行い、害を除き、物を利し、 具体的に物語るものがあり、まず許遜の仕官時代において「真君旌陽に在りて仁政民に及ぶ」(陳勲伝)所謂清官の行迹に 語っているのは、 即ち、この様な懼るべき蛟蛇を絶滅することは孝の道徳の修業を積んだ神仙志道の士でなければ不可能なことである。 これを裏付るものといえよう。 「逍遙山羣仙伝」が伝える十二真君の宗教的活動の中には更にこの点を ع

遣して山に還らしめ、徒衆を教導せしめ」(時荷伝)、「また付するに金丹の妙訣をもってし、 際的な済世利民の活動も伝えられている。一方、既に道法を授けた諸真君に対しても許真君は時荷を「秘訣をもってまた 伯武もまた豊城に帰り、徳を

純粋な宗教活動と併行して「真君初め徒を領し、海昏の大蛇を誅す」(施岑伝)と云う実

門を造る」(甘戦伝)とも云われ、

離嘉伝)と見え、 布き、恵を行わしめ」(甘戦伝)、更に「乃ちこれに神方を授け、能く拯救し、これに妙訣を付して、能く役逐せしむ」(鐘 は前掲資料に続いて 宗教・社会の両面から布教、救済の活動を行わしめたことがよく窺われる。「孝道呉許二真君伝」(第八 「十二真君は皆もって孝道を崇び、常に恵沢をもって人に布く」と記しているのも、 許遜教団の

孝道に基く宗教活動を綜括した叙述と見ることが出来るであろう。斯くの如き許遜教団の根本所説たる「孝道之法」の強

211

、倫理的・実践的性格は、既に「想爾注」や「抱朴子」以来の道教々説の底流に流れるものであり、やがて「忠孝之法」(9) と進展し、 更に所謂「浄明忠孝道」に発展し、儒教倫理との結合を明らかにする許遜教団教法の本質的性格と見なすこ

三 許遜教団の発展

とが出来るであろう。

進めて玄元に上達し、心をこめて存亡の人のための獲福を祈願するが、この様な堂観における宗教的な行事は今に至って 月の十五日には朝礼・建斎・誦讚・行道の儀式が行われ、国王・大臣・人民の為に消災・祈福を願ったと伝えており なしうる時点、即ち九世紀中頃と考えてよいので、このころ所謂遊帷観の祠堂がなお存続していたものと見てよく、本伝 なのか、 も相承して絶えることがないと伝えている。これら初期許遜教団における宗教行事の記事は果して何処まで信じうるもの た遊帷観においては昇仙の日に四郷の百姓が集まり、黄籙斎を設けて道士たちを迎えて三日三晩にわたって昇壇し、 と名付けた。その祠堂は今もそのまま存しており、昇仙の日が巡ってくる度に朝拝・斎戒が行われ、また正月・五月・八 十二紙)はこの事を蜀郡の百姓が数千里を遠しとせず、 ころがこの際に蜀の旌陽の民衆がはるばる来たって壇井を積み、その徳に報いたと伝えており、「孝道呉許二真君伝」(第 あり、昇仙ののち里人が許遜の姪男に当る許簡と共に西山の地に祠を立て、彼が遺していった遺品をこれに所蔵した。 許遜の昇仙後における許遜教団の動向については「修真十書玉隆集」所収「続真君伝」(第一紙)にやや具体的な記事が 明瞭な判断の材料に乏しいが、ともあれ既に見てきたように「孝道呉許二真君伝」の成立は元和十四年を現在と見 為に仙壇を造って許真君の恩徳に報い、 別に祠堂を立てて仙聖堂 表を ع ま

巻末に記す簡以下顥然に至る二十代の相承系譜は許遜の登仙以来、この時代に至るまでの許遜祠庙における血脈的な相承

を示すものと考えてよいように思われる。「孝道呉許二真君伝」に載る(②)

ANALOGO SERVINO CONTRACTOR OF THE SERVINO CO

晋永和三年(三四七)勅再為宣観。至貞観元年(六二七)国之不崇。 人々疎索。 観宇寥落。 有似寂寞焉。

また「歴世真仙体道通鑑」(巻二十六)の「許太史」に載る

隋煬帝時焚修中綴。観亦尋廃。(第十八紙)

著しく衰退の徴を現わしながら、 点綴したものと思われる。これによれば祠庙信仰の形態をとったと見られる第一期の許遜教団は隋末唐初の時期に入って の具体的記事は極めて断片的ではあるが、この間、 間もない時期に新たな装いをもって再興された模様である。「孝道呉許二真君伝」は前 即ち初期許遜教団における祠庙信仰の主要な消長を物語る出来ごとを

至永淳三年(三年は元年の誤りならん。永淳は元年のみ)。奉勅再興孝道。 (第十三紙) 引の記事に続けて

と記し、また「許太史」も同じく続けて

至高宗永淳中。天師胡恵超重興建之。(第十八紙)

る。そのご教団の歴史が明らかとなる北宋末の徽宗の晋封に至るまでの教団の模様を逐一伺らべき資料は見当らないが され、その信仰と祭祀は天師胡恵超なる人物によって孝道の法を説く教団として再組織されるに至った もの と 推測され と記しており、 隋末より唐初にかけて一旦衰微した許遜信仰は唐の永淳元年(六八二)ごろから遊帷観を中心として再興

触れたこともあるので、その一部を再録するに止めるが、まづ「太平広記」(巻二三一)に引く「朝野僉載」に 許遜信仰に関する種々の伝承が引続き唐代士人の話題にひろくのぼっていたことは数多くの明証がある。この点にかつて

有旌陽県令許遜者。得道于豫章西山。江中有蛟蜃為患。旌陽没水。 抜剣斬之。

布していたことを明らかに物語っており、同じく「太平広記」(巻一八〇)に引く「摭言」の施肩吾伝にも の記事があるが、 「朝野僉載」は開元(七一三―七四一)末年ごろの成書であり、当時既に許遜伝承が唐代の士人の間に流

施肩吾。元和十年及第。 以洪州之西山。乃十二真君羽化之地。 霊跡具存。 慕其真風。高蹈於此。 甞賦間居遺興七言

百韻。

大行於世

許遜待養の具体的な様子が記されており、五代の時代における詳密な許遜伝承を窺うことが出来る。(2) たと云う記事は唐代の中期ごろにおける許遜信仰の有りようを示すものと云えよう。唐末の有名な道士である杜光庭の撰(2) 説話が収録されており、許遜に関する信仰・伝承がなお滅びることなく一般士人の間に流布し、存続していたことを推測 団に何等かの関係をもつ職業的な道士の手による撰著は云うに及ばず、唐代より五代にかけての随筆の類にしばしば許遜 に 「かかる「墉城集仙録」(巻三)の旰母伝に許遜の甥であり、 十二真君の一人である旰烈とその母の旰母の西山における |憲宗の元和年間(八〇六―八二〇)に進士となった施肩吾が西山の十二真君の霊跡を慕い、その地に赴いて修業し 以上のように許遜教

なるもの七点が道蔵に収められている。推測される成立の順序に従って掲げるならば れる天師胡恵超とは如何なる人物であろうか。 唐の高宗の永淳元年ごろ衰微せる許遜信仰に改革を加え、孝道の法を説く許遜教団として再興したと伝えら 彼に関する記伝資料は種々の出入を含むにもせよ、その数は少くなく、主

- D. 恵超抜俗(三洞羣仙伝 巻一 第九紙—第十紙)正一部 九九二冊。
- 胡 天 師 (修真十書玉隆集 諸仙伝 卷三十六 第八紙—第十紙) 洞真部方法類 一二八冊。

(L)

- (E) 胡 恵 超(歴世真仙体道通鑑 巻二十七 第十三紙—第十六紙)洞真部伝記類 四 四冊。
- (EE) 胡 化 (西山許真君八十五化録 巻下 第十九紙—第二十二紙)洞玄部譜籙類
- (H) 淨明法師洞真先生伝(浄明忠孝全書 巻一 第十五紙—第十七紙) 太平部 七五
- ☆ 洞真胡天師(許真君仙伝 第十九紙)洞玄部譜籙類 二○○冊
- (H) 洞真胡天師 (許太史図伝 巻下 第二十七紙)洞真部霊図類 一九七冊

が逍遙山において修道に励んでいたころ、 之道なるものの内容は不詳であるが、兎角、彼が晋代の許遜と直接的な師弟関係、少くとも教法伝授の接触を保ち、 真君より延生錬化超三元九紀之道を授けられ、西山に游び旰母の客となったと語っている点である。 治乱興亡はじめ様々な体験を具体的に物語って、その長生を暗示している。この場合特に注目を要するのは彼がかつて許 の高宗の上元年間(六七四―五)に廬山より来て予章の西山の洪井に住みつき、遊帷観を訪れたこと。そのほか晋宋以来の 書玉隆集」所収の「諸仙伝」に載る胡天師の伝はそれよりもやや詳しく、胡天師の出生地及び生年は不明としているが、唐 彼に関して「仙伝拾遺」によって僅か三行、即ち「有道の士であり、大変身長が高かったので胡長仙と呼ばれ、 を役使した。」ことを伝えるのみであり、浄明忠孝道は勿論、 まず胡恵超に関する最も古い資料であると見られる陳葆光撰の「三洞羣仙伝」は一一五四年の成立であるが、これには 許真君の身の廻りを世話し、 許真人についても何等触れるところはない。次に口の 仙客の接対に当っていた旰烈の母である旰母の客 延生錬化超三元九紀 許遜

唐の高宗代に生存した胡恵超が晋代の許遜

この点は

の際に在世し、

(三) の

「歴世真仙体道通鑑」、

となったと云うことは、これまた彼が許真君と直接的な交渉のあったことを暗示せんとするものに外なるまい。

四の「西山許真君八十五化録」も同様であるが、

両者の間に交渉をもったと云う奇妙な記述は所謂神仙譚として以外には信じ難いものであるが、晋代には

兎も角、彼が唐代に実在したことは疑う余地はなく、「唐書」(巻五七) 芸文志には明かに 「胡恵超 神仙内伝」、「胡法

許遜修行内伝」、「沖虚子 胡慧超伝」の三部が収載されており、彼が唐代に在世して「神仙内伝」及び「許

遜修行内伝」の二巻を撰述し、沖虚子なる人物が胡恵超の伝記一巻を撰したことは確かであり、彼が唐 代 に あって活 躍 許遜教団と緊密な関係を保ち、且つ編伝の価値ある人物として識者の間に相当高い名声を有していたことは確実とい

の西門において妖怪の淫祀を覆滅し、唐初以来荒廃していた遊帷観を霊力によって鬼神を使役し、たちまちにして再建し ところで「修真十書玉隆集」所収「諸仙伝」の胡天師の条には胡恵超の唐代における事迹を具体的に記述し、彼が予章 西山に還って修業に励み、長安三年(七

〇三)二月十六日に遊帷観の西北に当る伏竜崗において解蛻し、 洞真先生と諡されたことを記しており、彼が唐代に実在 し、西山にあって荒廃せる遊帷観の堂宇を再建し、孝道を説く許遜教団を再興して長安三年まで在世したことはほぼ信頼 また則天武后に召され再度に亘って宮中に赴いたが滞留することなく、

次に邸の「浄明法師洞真先生伝」であるが、この記述は既に触れたように、 如上の各記伝に比較して相当大巾な増補

忠孝の道を授けられ、浄明忠孝道の人々によって法師君と呼ばれていたと云うこの記事は開祖玉真劉の神秘的体験はとも 宝忠孝之道」及び最後の一節である「凡参学弟子、皆尊之曰法師君」の記事であり、 たことを裏書きするものとして注目を要する訳であるが、その新出記事とはほかならぬ前引「嘗遇日月二君、 しい材料は殆ど無いと云ってよい。それだけに本伝所見の新たな記述は許遜教団の伝統的な伝承に新らたな要素が加わっ 改削の行われたことが知られるが、 記伝そのものの構成は概ね前伝と共通しており、 前掲記伝は・は・匈の範囲を出る新 胡恵超が日月二君に遇って浄明霊宝

統を誇示するため、 をへて玉真劉へと伝えられたものであることを明証しようとした作為になるものと見なしてまづ誤りないであろう。 ?く、浄明忠孝道が自派の教説集要とも称すべき「浄明忠孝全書」において、許遜教団との脈絡を強調し、その教理的伝 許遜教団の中興の教主である胡恵超を教系の中心に据え、浄明忠孝道が教祖許真君より発し、 胡恵超

て訂正を加えておきたい。 ておこう。かつて張蘊に言及した際、 法師胡恵超について考察したついでに、彼を加えて浄明道の三師とされる経師張蘊、 筆者の検索の不徹底による誤解があり訂正の必要がある。既にその一部に補正を加える機会があったが、ここで改め(2) まず張蘊の記伝資料は 彼の記伝は参看すべき資料に乏しく、その実在には疑問がある旨述べたが、これに 「浄明忠孝全書」(巻二)所収の「浄明経師洪崖先生伝」のほか、 監度師郭璞についても検討を加え なお

次の三点が道蔵中に検出される。

洪崖巣由(三洞羣仙伝

巻七

第十五紙—第十六紙)

正乙部

九九三冊

- 慮 (歴世真仙体道通鑑 巻四十一 第九紙-第十四紙) 洞真部記伝類 四六冊。

(三) (=)

張 張

蘊(玄品録

巻五

第五紙—第六紙)

洞神部譜籙類

五五九冊。

- 最も詳細な記事を載せる口によって、 その生涯を辿れば彼は唐の高宗の永徽四年(六五三)四月十六日晋州の神山県に

生れ、妻をめとらず黄老方士の説を好み、古洪崖仙人を慕って自から洪崖と号し、青蓋山に遊んだほか、各地に修業の歩 を進め、 天宝四年(七四五)四月八日に上騰する。 その間の詳かな経歴は省略するが、 唐中期の道士であったとされる彼

|或は浄明忠孝道との関連記事は全く なく、 僅に彼が晩年の十八年間を予章 (江西省南昌県) の地に送

の伝中に許遜教団、

ったと云う記述が将来において両者が結びつけられる余地を提供しているに過ぎない。斯かる点は他の伝も同様であり、 「三洞羣仙伝」は「高道伝」を引いて、張氳は洪崖子と号して予章山に隠れ、 開元中玄宗に召聘されるが、 のち許されて 217

西山 の巨崖に住んだこと。而してこの地は (古洪崖) 先生の旧隠の地であったことを記し、 「玄品録」は彼が洪州の予章

山中に住んだと云う記事のほかは、 老子・周易・三礼・穀梁の注、 「河東記」三十巻、 「大周昌言」十巻の著述があった

と云う新たな記事が僅に注意を引くのみであり、これまた浄明忠孝道や許遜教団との関連記事は全く見当らない。

月二君 授以浄明霊宝忠孝之道」、 所収の「洪崖先生伝」には恰もさきに指摘した同全書所収「胡恵超伝」の場合と同じように「嘗遇日 「凡参学浄明者尊之曰経師君」の記事があり、 僅に法師を経師におきかえているに過

が

「浄明忠孝全書」

ぎない。この様な事情は監度師郭璞の場合も全く同様であって、今日道蔵に残る彼の記伝資料、 すなわち

(=) 郭璞 (雲笈七籤 巻一 | ○ 第十四紙—第十五紙) 大玄部 六九九冊。

郭璞(歴世真仙体道通鑑

巻二十八 第六紙—第九紙)

洞真部記伝類

一四四冊

- **(**E) 浄明監度師郭先生伝(浄明忠孝全書 巻一 第十七紙―第十八紙) 太平部 七五七冊。
- 景純無成(三洞羣仙伝 巻一 第十二紙) 正乙部 九九二冊

(四)

- (Ŧ) 郭公青賽 (同右 巻六 第十五紙) 正乙部 九九三冊。
- (六) 郭璞散豆 (同右 巻十四 第四紙) 正乙部 九九四冊

孝全書」が最初であるのに比較すれば郭璞が許遜関係文献の中にその名を現す時期は遙に早く、九世紀半頃の撰と推定さ には許遜教団及び浄明忠孝道に関する記述は全く存在しない。併し経師張蘊が関係文献の中にその名を現すのは このほか 「晋書」(巻七二)に郭璞の詳細な伝のあることは今更いうまでもないが、 回の郭先生伝を除き、 これ ら諸記伝 「浄明忠

れる「孝道呉許二真君伝」が既に簡単ながら許遜との関係にふれ 時吳晋初分。 英雄未簡。

聖上敬焉。

王敦師焉。

郭璞益焉。云云

218

と記しており、郭璞と許遜との間に直接的交渉のあったことを匂わせている。これに拠って「浄明道師旌陽許真君伝」 は

許真君が

聞西安呉猛得至人丁義神方。 乃徃師之悉伝其秘。 遂与郭璞訪名山。 求善地為栖真之所。 得逍遙山金氏宅。

日以修練為事。

け、 と記し、且つ「晋書」の郭璞伝に見える王敦の謀反を諫める郭璞の行動に許遜を関与せしめることによって両者を結びつ 更に郭璞を許遜修道の協力者たらしめており「歴世神仙体道通鑑」郭璞伝の賛に臣道一は王敦に対する諫止について 莫大於可欲。 臣道一日。 郭璞之答王敦。止奸臣賊子之心也。 禍莫大於不知足。咎莫大於欲得。 故足之足常足。此誠郭璞止王敦之意也。 (中略) 郭璞豈非以斯道自任。而冀回奸臣賊子之心乎。 道徳経曰。 罪

監度使君」と結んで浄明忠孝道の監度使君の地位を付与しているのを見るのである。以上検討した胡・張・郭三師の伝が 恐らくこの点に求めることが出来るであろう。 或は浄明忠孝道の「忠孝之道」として強調される道徳を意味すると見てよく、郭璞が浄明忠孝道の監度師とされる契機も 概ね斯様なものであるならば、 の大義を説いて諫止したことを「明公挙事必敗無成、因極言忠孝之大義」と記し、その伝末を「凡参学浄明弟子、 と述べているが、ここに云う斯道とは即ち奸臣賊子の恣意に出る謀反を抑止する道徳であり、 例の日月二君による教法伝授の神秘的行迹こそ付加されていないが、 三師は何れも元代の玉真劉と直接に具体的な交渉をもちうる人物でないことは云う迄もな 「浄明忠孝全書」の浄明監度師郭璞伝には彼が 王敦の挙兵謀反の計画に対し、 許遜教団の「孝道之法」、 「晋書」 列伝所収の著名人 皆尊曰 忠孝

師玉真劉の神秘的な宗教体験の中に登場し、彼の悟道に指導的役割を果しておるのであって、経典中に記述される神秘的 いことであるが、「浄明忠孝全書」の西山隠士玉真劉先生伝によれば胡・張・郭の三師は前述のように元初以来しばしば祖 219

て玉真劉の浄明忠孝道の感得と開創に少なからず影響を及ぼしたことは認めねばならない。 な宗教的経験の真偽の判定は極めて困難な問題ではあるにしても、三師は既にその都度指摘してきた記伝中の行迹を通じ

四 宋代の許遜信仰

を甚だ密にしていることである。 点は従来国家権力との関係において至って消極的であり閉鎖的な姿勢をとってきた許遜教団が北宋に入って王室との関係 さて唐末五代の変革の時期を経て、 「西山許真君八十五化録」(巻中 第十四紙) に 許遜教団にも幾つかの眼新しい変化が出現してきたようで、まず第一に注目される

明皇尤加寅奉。 本朝太宗真宗仁宗皆賜御書、 真宗又遣中使。賜香燭花旛旌節無隅。 改賜額曰玉隆。 仍禁名山樵採租賦

之敷。復置官提挙。

為優異老臣之地

期に至って急速に進展し、 たわっていることを窺わしめるものがある。 せる徽宗の熱烈な信仰がほとばしっており、国の内外に憂患をはらむ北宋末期の危機意識が熱烈な許遜信仰の背後によこ 道士三十七人に請い洪州の玉隆観に道場を立て、七昼夜に亘る設醮を行っている。 宋王朝の許遜教団に対する信仰が日を追って深まってゆく様子が窺われる。前稿⑴にも触れたように北宋王朝の信仰は末 と見えるほか、「歴世真仙体道通鑑」(巻二十六 第十八紙)もほぼこれと同様な記事があり、北宋の初期から真宗に至るまで 政和二年(一一二)五月十七日徽宗は自ら玉冊を降して「神功妙済」の尊号を奉っており、 この際奉った玉冊文にも許真君に傾倒

元来、

仰を更に国家的な祭祀へと進展せしめるうえに極めて重要な機縁となっていることは既に触れたところである。ともあれ、(2)(2)) が出来ないが、こと許遜信仰に関する限り、道士王仔若の暗躍が北宋王朝末期の国家的危機を背景として皇帝の個人的信 の教法はここに至って「忠孝之道」へと進展せしめられることになる。 れを十一人の真君に授け、 組織の拡大と、 信仰は大きな変質を遂げることとなり、既に前稿において辿ったように、 許遜教団が単なる宮廷における皇帝の個人的信仰の域を脱して、 徐々に進展する政治権力との接触につれて変化し、諶姆より蘭公所伝の孝道の法の伝授を受けた許君がこ みな孝道を崇び常に恵沢をもって人に流布したと伝えられる「孝道之法」、或は「孝道之秘法」 公的な政治権力そのものの尊依を受けるに及んで、 許遜教団の教法の中核をなす倫理的性格は教団 許遜

うるものと推定したが、 誘する所謂「八宝垂訓」が初めて説かれる「旌陽許真君伝」の成立年代を手懸りとして、大体十三世紀初期ころまで溯り 許遜教団において忠孝の道が説かれるに至った時期について、 玉真劉先生伝に「建炎二年(一一二八)の兵禍の際、民苦の救度を祈った何真公の禱請に応じて、 前稿(1)は忠孝・廉謹・寛裕・容忍の道徳を勧

紹興元年(一一三一) 存在したことを示す徴証が全く無く、この記述には万全の信頼をおき難い。 信頼すれば、 劉のそれと繁簡の差こそあれ、 浄明忠孝道出現の時期は更に一世紀近く溯りうることにもなる。併し今のところ浄明忠孝道が玉真劉以前に に許真君が玉隆宮に降り、 その内容は異るところがなく、 飛仙度人経及び浄明忠孝大法を授けた」と云い、 至極のところでは全く同一である」と記すことをそのまま まして既に触れたように、 「何真公の所伝は玉真 許遜教団の最初の

推誠万物」と説くに過ぎず、遼金の相次ぐ侵略を被って民族的自覚が高まり、 「修身十戒」にしても忠孝の徳目については漸く九戒に至って「九者、不得不忠不孝不 君主独裁制のもと国 221

孝則不悖」と註記され、

同じく白玉蟾の撰に

律法とも云うべき「八宝垂訓」に説く忠孝の徳目の内容は単に「忠則不欺、

仁不信、当尽節君師、

なる「修身十書玉隆集」指南篇の

ことは否定出来ず、 家に対する忠義の道徳が強調される南宋に及んでも、 後述の浄明忠孝道がその標榜通り、君親を対象とする限定された意味での所謂忠孝の道徳の実践を強 未だ忠孝の徳目のみを重視して説く態度において欠けるもののある

調する態度とは相違しており、何真公の行迹は浄明忠孝道への飛躍を準備する許遜教団最後の胎動を示すものと見てよい のではあるまい

において、 とが明瞭に認められるのであるが、この様な傾向が従来の許遜教団に行われてきた素朴な祠庙信仰的要素を完全に脱皮せ おこう。 しめることにはならなかったようで、民衆の中に融けこんだ伝統的な民間信仰的儀礼が西山を中心とした許遜の遊歴地域 道教の影響下におかれた中国の民間信仰の実態を知る為にも重要な資料と思われるので、 「続真君伝」の記述に従って主なる祭礼行事を整理すれば概ね次の如くなる。(25) 宋以後の許遜教団の教説の中において、国家権力への協調を説く忠孝の教説が教理の前面に押し出されてくるこ 相変らず盛大に行われていたことは注目に価するものが ある。 この点は単に許遜信仰資料としてだけではな 煩鎖をいとわずに紹介して

→ 季夏に行われる割瓜

社首が衆を率い、 の小塑像を迎え、 毎年季夏即ち陰暦六月になると諸卿士庶が各香華、 たことを予告する為に行うことになっていた。 瓜果をもって酒をくんで前殿に献じた。この行事は割瓜と称し、 その郷社に勧請して祈願をこめて、 鼓楽、 旱蝗の害を除かんことを祈ったが、その時期の至る数日前に 旗幟を準備し、 西山の玉隆万寿宮の寝殿において許真君 許真君の像を迎える時期の至

臼 黄中奇

玉隆万寿宮には真君の像が六体あったが前殿と寝殿のそれは動かすことがなく、 他の四体は希望に応じて六旬の間

迎請されて洪州(江西省南昌府)瑞州(江西省瑞州府)の境を遍周し、 八十一郷の人は同じよ ら に万寿宮に詣でて醮

謝した。これを黄中斎と呼ぶ。

(≡)

禁壇の祭礼

七月二十八日は仙駕が万寿宮の左の五竜崗に登り、蛇虎を禁辟する行事が行われた。これを昔から禁壇と呼び、遠

近の人々が祈りをこめて昼夜の区別なく往来したが、これが為に蛇虎の災害は全く絶滅した。

四 浄月の祭礼

行香、 陰暦八月の仲秋を浄月と呼び、一日の朝より宮を開き、最初に州府の官吏による馳献の儀式を行い、 禱賽、 薦献を受ける。遠近の人々は老幼をまじえて或は肩ぐるまをし、或は騎に乗って数多く参詣したので、 四方の人々の

混雑して路上で互に肩が触れる有様であった。そのうえ利益を求めて百貨を売る商人や、奇術や珍らしい伎芸を見 せる者があり、 茶坊、酒場、 食堂、 旅館などが十余里も軒を並べて店を出し、関市に並ぶ有様であった。併し、こ

の祭礼も仲秋が過ぎれば終了した。

田 浄月の霊跡巡礼

浄月の三日には許真君を象徴する仙杖の行列が玉隆宮を出発し、まず黄堂観の諶姆の像に謁し、その夕は殿宇を降 朝に龍城壇に登り、 りて南の廡に宿泊する。次の日は早朝に出発して憩真靖に寄り、 小蜀江(黄湖口)を渡る。ここの渡し料金は今も二鐶であり、舟人はそれ以上を求めようとしな 暫く休息し、 晩には紫陽靖に宿泊する。翌日は早

君はこれに応じたが、彼岸に着いて見ると舟人の持っていたのは二鐶のみであり、その他は楮と鋸に過ぎなかった その理由はかつて真君がここを渡る際に銭二百を舟人に与えたところ舟人は満足せず、一千を要求したので真

ので、 午後には黄堂に臨んで諶姆を朝拝し、 舟人はお客が神人であったことを初めて悟った。と云う故事を尊び、これをそのまま守っているのである。 郷土の善士がみな集って宴享の礼を行い、次の日もまた終日ここに滞留し、

翌六日の早朝に西路を経由して宮に還る。この様な日程の仙駕の遺迹めぐりが行われた。

(3) 上昇音

休憩して暮の至るのを待って西還した。この際万寿宮の東の市場では商人や住民が必ずこれを街に迎え、 真君の女壻である黄仁覧が来覲するが、その行列は多く間道を通ることになっている。翌朝宮に至る五里のところ めて競って仙駕を牽挽し、殆どの人が竜崗橋のあたりまで行っている。これは世間で「姑丈が至るところは利得が 整えて黄君の端門に入るのを迎え、初めに前殿において賓主の礼を行い、翌日に礼を亨け畢って殿を降り、 また宮中では中秋の日の度に上昇斎の修慶が行われる慣しであり、まず第一日に醮を建て、次の日は黄君すなわち 亭がある。これを著衣観と云い黄君がかつて更衣したところとされている。 万寿宮の中では威儀を 利得を求 西廡に

上元の祭例

集まる」と伝えているからであり、

事実、

いつ試みてもその通りになった。

(t)

の日の巳の刻(午前+時頃)に仙杖を迎えてまず前殿に置き、斎を行って三献の礼を供え、 三年ごとに上元の日、 また大路に出て暗山頭に至り、行程はここで三十里に達して食事が給される。従者は昼食を済ませて九崗九滔を渡 て南にゆき、 i姑嶺に登って元仙靖に入り、ついで駅路に出て再び迂廻して小路に入り、二里ばかりして朱塘観に至って供え、 望仙橋をすぎ、 即ち一月十五日の翌日に真君の仙杖は瑞陽に往き黄君を存問した。これを西撫と呼び、上元 茂埇を経て黄姑巷に入り、次いで安里に至り、迂廻して元都壇に入って少憩し、更に 翌朝には初めに東門を出

路の横斜曲直は古い慣しに遵い、 対あり、 馬金鳳を先導となし、龕輦を肩にかつぐ人は黄鶴楼の古い歌を一斎に唱和する。このほか高冠綵帕をつける者が数 設する。 た。 詣でて許氏及び仙姑に酌献するが、この慣しは淳熙五年(一一七八)より始まった。 黄君とともに前殿において宴すると云われている。十七日に至ってまた享礼を受け、 こで仙駕が出発するごとに土地の人は競って旧逕をひらき、 の時報が鳴る前に前殿に引き返えすことになっており、士庶の香を焚いて迎謁する者は千をもって数える程であっ 凡そ仙駕の経由するところの聚落の人民、 竜陂橋を過ぎて祥符の瑞をおし開き、人々は沢山城に出迎えて拝謁する。これを接仙と云い、真君が輿を降り、 仙駕が至って感激の余り悲号する者まで出る有様であった。仙駕が出入する毎に主首は必ず再拝して大門 綵楼の冠と黄鶴楼の歌はともに甚だ古怪であり、恐らく晋代から伝わる古礼であろう。 南朝の西撫が州府に及ぶに至っては迎請祈求し、必ず主首が行列に従った。真君は龕輦に乗り、 少しも易えることがない。 男女、長幼が時には数百人も香を焚いて礼拝をなし、銭を費して供 これを易えれば咎があるとされていたからである。 表示を立てて経路を指し示したが、仙駕の経路は衆人 翌日はまだ五鼓(午前四時頃) 仙駕に侍従する主首が後殿を またこの巡拝の経 白 そ

清明であれば、その地方は福であり、肩が重く歩調が遅く失撲して、陰雨があれば災があり、 る。 궄 通過する土地では龕の軽重、遅速、安危、晴雨によって占をなし、若し肩が軽やかで歩調が速く、安穏であり、 また諶姆の飛茅を尋ねるにも委曲が多く、古今を尋訪する南朝の西撫はみな前迹を踏襲することになってい 福と出ればその年は

が常に往来している道ではなかったからである。

旧

:記によれば昔真君の娘が外出するのを真君が跡をつけて行くと黄君の家に行って宿り、

通道に由って帰

いたと

豊作で、

人は安全である。災と出れば人は傷き、物はあやういと云われている。ところで仙駕は常に朝早く出発し

のために坐臥することは皆避けるべきであると云われ、若しそむけば卒暴の禍や、ちんばになる災があるとされて 昔から足を傷ける者のあったことを聞かない。ただ人畜の生死を忌み嫌らい、凡そ献供された香銭を服用し、 夕暮まで巡礼し、 **茨荆の地を歩み、** 群衆が社實の人に従うので、 時にはその数が数百にのぼることもあった。 飲食

いて行われる浄月仲秋の祭礼に当って市が立ち、 以上が「続真君伝」に記す信仰習俗であるが、この様な習俗の行われた時期について、注目を引くのは玉隆万寿宮にお 様々な商店や見世物、 茶坊、 酒屋、 食堂、料亭などが店を連らね、

た。これらはみな前人の云い伝えたところであり、今の人が身をもって経験しているところである。

V١

の発達とともに変化するものであって、祭礼の模様が直ちに祭礼の起源を推定する材料とならないことは云う迄もないと が淳凞五年(一一七八)に始まると云う注釈も、 風俗をそのまま描写したものと見てよいであろう。 里に亘って関市に接続すると云う所謂門前草市の成立の模様であり、明らかに宋初以前に遡りえない祭礼状況と見てよく、 「続真君伝」を収める「修真十書玉隆集」そのものの成立が十三世紀前半と推定されることからして、恐らく撰述当時の その様な推測と矛盾しない。然し前掲の如き門前草市の模様は社会、 一月十七日に仙駕に従う主首が後殿を詣で、 許氏仙姑に酌献する行事

するに至ったものと見るのが最も穏当なところであろう。 俗の中には恐らく許遜教団の初期祠庙信仰時代以来の古い慣習的儀礼が含まれていると考えるべきであり、 三世紀前半に至る長い間に次第に蓄積され、 且つ時代的な変貌をとげつつ伝えられた祭礼の結果が、叙上の如き様相を呈 それ以後、 ころであり、

例えば真君乗龕の行列の風俗が晋代から伝わる古礼であろうと云われているように、

叙上の諸信仰儀礼・習

+

五

とは前述の通りである。浄明忠孝道の祖師系譜中、 師君胡恵超と並んで経師君洪崖先生張蘊と監度使君郭璞が三師君としての地位を与えられて、その教系に加わっているこ の諸師の伝によって纒るならば、まず浄明忠孝道の祖師である道師許真君より法師洞真先生胡恵超へ、次いで何真公をへ となる。これが外ならぬ浄明忠孝教団である。まずこの教団の教系をこの教団の最も重要な聖典である「浄明忠孝全書」 の跡を辿ってきたが、この許遜教団は十三世紀末に至って大巾な飛躍をとげ、従前の装いを改めて新たな発足を遂げること 迹についてはここに重ねて言及することを避け、玉真劉以下の諸師の伝を中心として浄明忠孝道の成立・伝授の経緯を追 て玉真先生玉真劉に伝わり、更に中黄先生黄元吉から丹扃道人徐異に相承される教系を確めることが出来る。この間、 さて叙上において許遜信仰の変遷を追い、所謂祠庙信仰期より孝道期、更に忠孝道期へと進展してきた許遜教団の発達 既に前稿において触れるところのあった道師許遜及び法師胡恵超の事 法

明忠孝道発祥の年代と見なすことが出来ることは既に前稿において指摘したところであるが、「浄明忠孝全書」の序文、 浄明道の事実上の開祖が玉真劉(一二五七―一三一〇)であり、 彼の得道をかける一二九七年、 即ち大徳元年をもって浄

聞平時語為書。 許公受教於日月二君及諶姆蘭公。伝忠孝之道。比二十年前、玉真劉先生隠西山。 刻布之。

例えば曾巽申のそれはこのことを

復得是伝。其徒黄元吉彙所

翌年には紫清山の玉真劉の舎において「夢に胡君が現れ、玉真劉の家に盛事があるから速に行け、と云うお告げを受けたの 真の地であり、洪崖先生張君の旧隠の地でもある黄堂山烏晶原に遊び、更に翌年玉真府に遊んで真君・張君・胡君らに遇 対する伝道教化の宗教活動に入ったことを示唆するものとして注意されるが、そのご至元三十年(二二九四)に許真君の修 がこれを聞いて真君を仰ぎ訪れる者が多かったと云う。このことは玉真劉が単に自己自身の修道のみならず、既に衆人に であろう。 と記しており、玉真劉をもって許遜教団の教系を継承する浄明忠孝道の開祖と見ることが世間の承認をえていたことを示 との間に師弟関係の存在したことを闡明しようとする意図を示すものとして注目される。かくして玉真劉は翌一二九七年 で至元二十年(一二八三)再び胡君が現れて真君の教旨を伝え、西山中の黄堂山に玉真壇を建て栖隠すれば当に真君を知る 汝こそその師となるべきである。元貞二年(一二九六)の十二月に許真君が汝の家に降るであろう、と予告を受ける。 (一二八三) 二十五才の折に洞真天師胡(恵超) 君に会い、 の石門に生れ、 胡君より大道説を授けられている。これが「浄明忠孝全書」(巻二)所収の「浄明大道説」(胡化俗述)であろう。更 に ―に云える通り、 との予言をえてのち益々精進を重ね、孝行里に騰勝道院を建立して善道をもって勧化したので、遠近くの人々 同全書(巻一)の「西山隠士玉真劉先生伝」によれば、彼は南宋の宝祐五年(一二五七)八月二十日に南康の建昌 と云う玉隆宮法子黄元吉の来訪をうけるが、果してその夜半に胡先生が弟子と共に降り、 間もなく父母と共に隆興新建の忠孝郷に移り、五才にして学に就き、 巻二所収)を授けられる。その紙尾には弟子玉真劉と記してあったと云うが、この記事は胡恵超と玉真劉と 既に龍沙が生じ、まさに浄明大教の興るべき時が到来し、弟子八百人も輩出することになるが、 許遜の讖言――自分の没後千二百四十五年の間に五陵の内に弟子 郡江に沙州が生じて沙井口を掩うのはこの際であ 熱心に神仙の学に励む。至元二十年 「玉真霊宝壇記

洞天に伝わっている、弟子と勉励して修業に勉めよ」とさとされる。更に十月には玉隆宮の清逸堂に住む玉真劉に対し胡 君が降って道法説、 霊宝朝天壇において汝に「中黄大道八極・真詮」を授ける。汝はわが八百人の弟子の首英であり、その名は悉く華林八百 に紫清山に登って至道を授けられる ことになるが、まず正月郭君より「玉真立壇疏」(浄明忠孝全書 次に真君が現れ「自分はかつて修真の時に此処において太上の命により日月二君から至道を授かった。その場所即ち 即ち胡化俗述の「浄明法説」(浄明忠孝全書 巻二所収)と「三五飛歩正一斬邪之旨」を授けている。 巻二所収)を 授けら

忠孝をもって本となし、天を敬い道を崇び、生を済い死を度し、事を為すに簡にして繁ならず」と述べて浄明の至道の本 九七年における玉真劉の得道をもって浄明忠孝道の発祥と見做し、玉真劉を以て事実上の開祖と見て差支えあるまい。そ えうる歴史的事実と見るこの不可能なことは云う迄もないが、これを玉真劉の神秘的宗教体験として処理する限り、 質を顕示している。 のごは大徳四年(一三〇〇)十月に郭璞によって法説、即ち「浄明法説」(浄明忠孝全書 叙上の如き経緯のもとに、 伝は「此に由って大教(浄明道)は初めて開顕し、後学を誘誨することとなる」ことを記し、更に続けて「この法は 如上の玉真劉の得道の経緯中、黄元吉との関係を除く真君、胡君、 ほぼ十六年に亘って漸時行われる玉真劉に対する至道の伝授はこれによって一応完了したよ 張君、 巻二所収)の伝授をえ、 郭君との関係は客観的に把

忠孝全書」に後述の如き序文をよせている虞集である。中山趙先生の要請を受けて執筆するに至った動機を述べている彼 になるが、この間の事情を吟味して見よう。「浄明忠孝全書」(巻一)に「中黄先生碑銘」として収録されている黄元吉の さて玉真劉が感得した浄明忠孝の大道は次いで弟子中黄先生黄元吉に伝授され、更に丹扃道人除異へと伝承されること 「道園学古録」(巻五十)に収められている「黄中黄墓誌銘」をそのまま採収したもののようで、 撰者は

年に至って黄元吉に浄明忠孝道伝教の任を附与し、

翌々年、五十二才をもってこの世を去っている。

もので識慮が充分でなければ自分の手でもって人を殺すこととなるので簡単に考えるべきではない。 明の啓示に従って、 教誡は彼に大きな影響を与えたようで、 のはこの様な過を少くしようと考えたからである。思いとどまって専ら清浄の道を求むべきである」と誡めている。 な人であり、 が少しも高ぶる様子が無かったと云う。 立派な実蹟を挙げたことをもって推薦され、 を継いで浄明忠孝道の発展に力を尽した第二代の行跡を物語るものとして充分であろう。 とを根本とする教説を遺託され、 て火葬に付して骨を浄めて欲しい。燃えつきたならば南から風が吹くであろうが、これは自分かお前の労苦に報いるもの に玄教大宗師の命をうけて崇真万寿宮に留まることになる。 果して翌年には嗣漢三十九代張天師らによって黄元吉の人物識量が極めてすぐれ、且つ万寿宮の都監として この教説をもって京師に赴いた折には京師の公卿大夫士が礼門し、 朱尊師の没後はその先生である王月航尊師に可愛いがられて教導を受けている。 かつ医薬の心得があったので、 土地を選んで玉真・隠真・洞真の三壇を立て教説の宣布に努力したと云う。これらは黄元吉が玉真劉の後 浄明忠孝道の教法、 子の時に自分はこの世を去るであろう。 劉先生夫妻に事えることは父母に対する如く、 即ち「本心浄明なるをもって要となし、 医術の修業を断念した彼は王尊師の没後、 しかし至治五年(一三二五)十二月一日に至って弟子の陳天和らに書を送り、 彼はその医術を学ばんと希ったが、 浄明崇徳弘道法師教門高士玉隆万寿宮焚修提点となるが、未だ赴かないうち その後ほぼ一年にして元吉の名声が上聞に達し、 その時自分は玉真の墟に返えるが、 その言を奉ずることは天地鬼神に臨む 王師はこれを許さず「医道は甚だ精微な その新しい教説に感歎しない者はない有 行を制するに忠孝をもって貴となす」こ 西山に隠僻していた玉真劉先生より神 その後、 ところで王尊師は厳潔清倹 明日城東の門外におい 元の英宗の 自分が医術を捨てた 璽書を賜る 至 治 三年 如

の序文の末尾によれば、

黄元吉は予章豊城の名族の出身であったようで、十二才の折に玉隆万寿宮に入って清逸堂の朱尊

暉 う。 である」と告げ、果してその言の通りのことが起った。そこで従者はその遺劒を負って帰り、これを西山に所蔵したと云 劉忠復・黄通理らを度しており、 そのほか浄明忠孝の教を授けた者は尨大な数にのぼるが、

るから帰ってはならぬと云う者があったが、彼は何等恐れることなく「門に至り堂に昇りながら、 為に郷里に帰り、 定まっていると云ってよい」と告げてその人物に感服したと云う。そこで子奇は中黄八極の妙を学び、 中黄先生は子奇を一見するなり「子は夜に夢みた人物と同一人である。子が吾が浄明道を宏むべき人物であることは既に 機会に恵まれ、ついで至治三年(一三二三)に中黄先生が浄明道を得て、崇真宮に駐在していることを聞いて訪問するが、 改めるに至っている。 に努めたと云う。 先は黄元吉同様豊城の望族である。 徐異が居った訳である。 い中朝の貴人と交際することがあっても、最早決して世俗のことに心を煩すことはなかった。その翌年母が老境に入った 次に丹先生の姓は徐、名は異である。至元二十八年(一二九一)八月二十七日、父愚谷先生の子として生れたが、 ところで元吉はこの世にあること五十年、道士となって既に四十年を経ており、この間弟子の陳天和・劉真伝・熊玄 長春宮において全真無為の旨を学び、浄明配道格神昭功法師の号を賜わっている。このことがあってのち彼はたと と云って家に帰ったので、 侍養すること二十余年の長きに及んだ。葬を終え礼を尽して初めて家に帰った彼に対し、 その結果、 延祐五年(一三一八)十八才の時に文墨をもって御史の李一飛に認められ、名流公卿と交際をもつ 当時文章司命、 幼時より才能が群抜であったようで、俗子と交ることを恥じ、専ら読書に励んで修養 神霊のことを云う者は辟易して退散したと云う。この事件について子奇の伝は 人物権衡と称されていた劉先生に詩才の天分を認められ、子寄の字を子奇と その中の一人に丹局道人 母を拝礼しない者があ 更に藍真人の下に 家に病疾があ

が高潔でなければどうして斯くの如く速に神霊のことを云う者を亡し尽すことが出来ようか」と評しているが、ここに見

第に弟子の数が増加し、 宗教の不可分の関係を端的に物語る事例として記憶に止めておく必要がある。ともあれ斯様なことがあってからのち、次 られる道徳と神霊との関係、 文学にすぐれた入門希望者もあり、 即ち道徳が高潔であってこそ始めてすぐれた霊能を現しりる、と云う浄明道における倫理と 中には六七十才の老人までが彼に従わんことを願う有様であ

った。

したが、至正十一年(一三五一)遂にこの世を去った。彼の在世六十年、その間の弟子は数百名にのぼったと云う。 における民衆の苦悩救済に大きな効果をあげたことを物語っている。晩年に至っては詩を詠じ、すぐれた悟道の境地を表 衆の利益をまもったことは数知れぬ程であったと伝えており、 にしない酷しさがあった。 彼の日常生活は極めて独立の覇気に富んでおり、弟子に対する学問の指導に当っては、是非曲直をゆるがせ その半面、数十年の間、広く旱水・豊凶の請禱を行って偉大な霊能を現し、 単に浄明忠孝道の布教、 弟子の教導のみならず、 災害を救済して民 現実社会

びに彼等の浄明忠孝道観を窺うには誠に貴重な資料である。 文の撰者達は階層的な立場において若干偏っている嫌はあるけれども、 新興の浄明忠孝道の所説を如何に受けとめたかを物語る資料として「浄明忠孝全書」の序文は極めて貴重である。この序 の断片的な資料を除いて、 社会における存在を確立したもののようであるが、果して当時の一般社会、 浄明忠孝道教団は開祖玉真劉、二祖黄元吉、三祖徐異の三代にわたる概ね以上の如き活動を通じて、ようやく中国近世 この点を解明すべき纒った資料は管見ながら甚だ乏しいようである。ただ当時の知識官僚層が(28) 知識官僚と浄明忠孝道の接触、 並びに宗教界から如何に迎えられたか、 交渉の経緯、 なら 一部

知

制誥兼修国史にも任ぜられていた教養ある高級官僚の一人である。彼が翰林学士として経筵に従っていた折、 玉真劉先生が旌陽仙翁(許遜)のあとを継いで開いた浄明之道の根本は忠孝の道徳である。 が当時儒教的教養をもつ官僚層の尚好に合致し、進んで学ぶに足るものとして、その価値が認められていたことを明白に あることを知った元の晋宗(一三二四―二七在位)の命に従って西山に療養に赴き、 間 も なく 治癒をえて家に帰って再起 の序は光録大夫蔡国公知経筵事の張珪の撰である。 道徳は道・俗を問わず遵守すべき最高の道であり、自ずから仙道に達する道でもあることを強調して、極力浄明道を推賞 明忠孝道こそこれを実現する最良の道であり、この道をおいて他にこれを求めることは出来ない。」と述べており、 や俗人にあっては尚更のこと遵うべき道徳である。仙道を修めんと欲すればまず人道を修めよと古人も云っているが、 らざる行為であり、況や仙道修業者にとっては尚更のことである。また忠孝は仙道修業者ですら行うべき道徳であり、 人道を離れて存在するものではなく、人道を実践することこそ仙道実現の要件であって、浄明道の根本教説である忠孝の さて「浄明忠孝全書」(六巻)には上梓者である丹扃道人徐慧 中書省に参事してのち、 即ち「世の中では一般に仙道などは最早、遺世の絶物と考えられているが、果してそうであろうか。 再び不起の病をえて一三二六年に没している。彼の序は至って短文ではあるが、 元史(巻一七五)の彼の伝によれば、 (異)子奇の自序のほか六点の序文を収載しており、 彼は元朝の翰林学士であり、 非忠・非孝は俗人の為すべか 浄明忠孝道 彼が病気で 仙道は 西山

況 浄

している。

が序の中で西山の玉真劉先生云云と述べていることは彼の療養地である西山が浄明忠孝道の本拠と云うべき玉隆万寿宮の 吉自身との交渉を生じ、 ある江西省南昌府の所謂西山であることを示すものと見てよく、この地における病気療養中に浄明忠孝道、 彼が浄明忠孝道に対しこの様な理解と信念を持つに至ったのは前述の如き西山療養の際であったようで、 その教化に接したものであろうし、 これがまた序文の執筆を求められる機縁となったのではない 恐らくは黄元 前引の如く彼

ことが黄元吉の知るところであったに相違あるまい。 記せ」と執筆を求められたことによるのであるが、斯様な突然の要請に応じて趙世延が序をものすることの裏には、両者 る。 の茅山において疾を養っており、この機会が道教に対する彼の関心を更に深めることとなったのではないかとも推測され は一般的な現象でもあったように思われるが、 の間に既に親交があったか、 ねてきて一編の書物を示し「これはわが師玉真子が都仙太史より授けられた浄明忠孝の筌要である。敢えて一言の序文を てよい。 集と共に「皇朝経世大典」の纂修に任じ、 第二の序は光録太夫江南諸道行御史台御史中丞の趙世延の撰である。 ともあれ彼は確かに浄明忠孝道に対しても深い理解を示しており「臣のつとめは忠であり、 五常に則る者は忠孝の道を行うものであり、 彼の序によれば彼が 或は少くとも彼が道教、 「浄明忠孝全書」に序を撰することになったのは、 中書省の政務を担当しており、 彼は恰も張珪が病を西山に癒したと同様、 堯舜の道は孝悌を教え、 当時の教養ある官僚の秘かに道教に関心を寄せる者の多かったこと 特に浄明忠孝道に対し何等かの関心、 元史(巻一八〇) によれば趙世延は次に述べる虞 彼もまた典型的な高級知識人官僚であったと見 夫子の道は忠恕を教えるもので、 かつて役人として在任中に、 至順元年(一三三〇)ころ金陵 又は好意をもつ人物であった 子のつとめは孝である。 黄元吉が訪

要はこの浄明忠孝道にあると云ってよいであろう。太史許遜は世の中が徒らに虚玄にはしり、

清談を事とするのみで未だ

錬神養性の道には自分はまだ心を魅かれるまでに至っていないが、民を導く道家の一派としての忠孝の道は誠に偉大であ して俗の模範となり、 力践することがなく、 天地の如き至正の道と云うことが出 来 よ う。 自分が「浄明忠孝全書」の為に序を認めるのも専らこの故に外ならな 極めて卑近な言葉をもって高遠な大道を説いたのは誠に立派なことと云わねばならぬ。 大道を去ること愈々遠くなっていることを痛憤し、 人道を守る為の簡易進修の道を開き、 道家の説く

い。」と述べている。

もつ宗教的立場の間にある若干の違和感を解消し難かったらしく、先儒はただ誠敬をもって至徳の要と解釈し、 儒教的な教養をもつ官僚としての彼の倫理観念は忠孝をもって教理の要筌とする浄明忠孝道の教説と何等矛盾するとこ 容易に親近感をもってこれを受けとめることが可能であったと思われるが、儒教の倫理的立場と浄明忠孝道の

誠ならざれは忠にあらず、 をえないが、これによって大道の深奥に達することは難事ではない。」と述べながら、次いで「自分は従来の道家の説く錬 るに至れば天理融合し、虚霊瑩徹して資深の妙をえ、天地と合し神明に通ずることが出来る。その理由は詳しく知ること は忠孝を専らとなし、存誠・持敬によって入道の門となすべきことを求め、更に「併しながら一旦工夫して人欲を浄尽す る宗教的・神秘的な解脱・救済の教説に多分に心を魅かれながらも、未だに鄙俗な道教の教説に転向する迄には至らない 養神性の道に魅力を感ずる訳ではなく、 一念の敬ならざれば孝にあらず。」として非常に厳密、 民を導く忠孝の道こそ至正の道と考える。」と断っていることは、 且つ潔癖な内面的倫理を強調 儒教々説に欠け 学ぶ者

当時の儒教的教養人に認められる道教的傾斜の心情を如実に窺わしめるものと云えるであろう。

元来この趙世延はすぐれた儒者であり、儒教に対し極端な蔑視政策をとった元朝に召聘された最初の漢人であることは、

彼に対する元朝、特に仁宗の信頼の程を窺わしめるものであるが、元史の伝は彼の没年を記してのち、その生涯を要約し 235

戚

知無不言。

而於儒者名教尤拳拳焉

世延歴事凡九朝。 **敭歷省台五十余年。負経済之資。** 而将之以忠義。 守之以清介。 飾之以文学。 凡軍国利益。 生民休

が唯一の手懸りと云ってよく、 が、 引の如き釈明となって顕れたものと考えてよいのでなかろうか。 と評していることによっても、彼が元朝に対して忠節を完うし、儒家の名教を実践せる模範的な儒者であったことを知り 序文の最後に記す官銜、栄禄大夫江南諸道行御史台御史中丞の御史中丞に複除されるのは天暦二年正月のことである その冒頭に自分がかつて待罪集賢の任にあった際に黄元吉の来訪を受けて序文執筆の依頼をうけたと語っている記事 それだけにたとい浄明忠孝道にもせよ、道教への接近には可成りの心的抵抗があったらしく、この様な心境が前 彼が集賢大学士の任にあったのは天暦二年(一三二九)三月より六月までの三ケ月間であ なお趙世延の全書序文執筆の年代は必ずしも明証はな

ことからして、その執筆は同年の前半に行われたものと見て差支えないようである。

史(巻一八一)の彼の伝によれば、中書平章政治であった趙世延と「経世大典」の編集総裁として名を連ねており、張珪と 文によく表明されており「老子は六親和せざれば孝子あり、国家昏乱して忠臣ありと述べているが、これは周末のことで 趙世延は彼を深く尊敬し、 であることは云う迄もない。彼は張珪、 ど夫子のそれと異るところはないのであるが、老子を奉ずる道家の人々の説は専ら養生を説き、傍ら祈禱を説くのみであ 第三番目に序文を載せている虞集は元朝中期の代表的な漢人官僚であり、 倫法ともに壊れ去った今日においては、左様なことは千中一二を見るに過ぎない。老子の世俗を憂いる心はほとん 何かの疑問があれば必ず彼に質問したとすら伝えられる程である。彼の浄明忠孝道観は序の前 趙世延と官界における公的交渉のみならず、個人的にも親交があったようで、 かの「道園学古録」の撰者として著名な人物 元

が、 ればならない。 である。 太康中に世を去ったすぐれた仙人であるのに、 の り、 かったのは如何したことであろう。自分は西山道士の黄元吉から玉真劉君と許公の間の霊異に満ちた神交のことを聞いた 地に許公旌陽なる古仙人があり、 今日では一般世人より問題にされない有様である。 ところで至治三年(一三二三)夏に方外の士が来て、 許公の説く忠孝の教は本来儒家に基くものであり、これを道家に推し及ぼして神異のことを述べているにすぎない 「浄明忠孝全書」が世に出てから数年になるのにまだ世間がそのことを悟らないのは誠に遺憾なことと云わなけ 所謂神仙の神は浄明忠孝道以外にはなく、道家の云う長生久視・無為之化の道はここにあるのである。」と 忠孝の説をもって人を教えたことを伝えたが、 養生祈禱を説く人々は、その後千年もの間、この教説を全く説こうとしな その許公とは呉の赤鳥中に生れ、 かつて予章 晋の

述べている。

ており、 とが出来ない。 の教は明かでないので学ぶ者は底止するところがない。苟も自分の信ずる道は異端・疑似の間にあり、 た飽くことのない真摯な求道精神の存在を物語るものであり、 に対する理解が深かった」ことを伝える反面、 ところで元史 伝えられる彼の言動には一見大きな矛盾を秘めているように思われるが、 ひそかに性命の原、死生の故を究めんと欲しながら、これに帰する者は少い」ことを慨嘆したとも云われ (巻一八一)の伝は彼の学問が 「博洽であり、 「方外の士に接する度に必ずその説を扣撃した」と云われ、 それぞれ本源を究め、 叙上の如き「浄明忠孝全書」の刊行に寄せた彼の浄明忠孝 しかし、この矛盾こそは彼が懐 その研究は精徴に及び、 深く知り極めるこ 「かつて聖人 宗教的世界 7

この年は序文中に見える

によって始めて充足せしめられるに至ったことを示唆し、彼が甚だ熱心な浄明忠孝道の心酔者であったことを裏付けるも

彼の長年に亘る儒教の研修によって満たされなかった烈しい宗教的欲求が浄明忠孝道との会遇

なお虞集の序文執筆は泰定元年(一三二四)の四月十四日の日付となっているが、

のであろう。

道の教旨に対する讃詞は、

彼の満たされざる宗教的欲求を潤したことを推測せしめるものがある。「浄明忠孝全書」が世に出て数年を経るのに、 方外の士との遭遇の翌年に当っており、方外の士によって与えられた浄明忠孝道の教説が、恰も干天の慈雨の如く急速に

だ世間がその教旨を悟るに至らないと云う彼の性急な慨嘆の生まれる所以もそこにあるのであろう。

ずべきである。」と反省し、更に「この道を天下の人々に推し弘めることによって、後世の人々をしてすべて忠臣、 代々これを金玉の如く大事に伝え、正心修身の学を会得し、身をもって実践している。吾が党の士はまさに額に汗して恥 う」と述べ、更に「玉真先生語録内集」の冒頭に見える「一物欺かず、一体皆愛す。一念の欺は即ち不忠、 これに関する立言・著述も少くないが、ただ都仙許君こそは忠義をもって自ら仙道を修得し、これによってこの世を救 に見当らないようであるが、その官銜から推しても儒学的教養を身につけた知識人官僚であったことは明らかと云ってよ に印す。」の語句をあげて、これこそ善民の道、世教の大綱であると嘆じ「方外の士(浄明道士)はその師の言にそむかず、 らしめることが出来よう」と浄明忠孝道を積極的に推奨しているのは斯道に傾倒する彼の真意を卒直に表明したものと見 たのであって、独り自己自身の得道をもって満足したのではなく、その功績は禹にも劣らぬ偉大なものがある と云 えよ さて第四の序文は文林郎江西等処儒林提学応奉翰林文学同知制誥兼国史院編脩であった縢賓の撰である。 彼の浄明忠孝道に対する評価は甚だ高く、この点では前者に優るとも劣らぬものがあり「昔より神仙説が説かれ、 一念の孝は天 彼の伝は元史 孝子た

ることから見ても独りよがりの説でないことが知られる。道家者流には所謂沖虚抜宅の説があるが、これについて現今の 誕の説とは異り「洪都西山都仙許公が晋の時代に輩出し、 第五番目の序は応奉翰林文字将仕郎同知制誥兼国史院編脩であった曾巽申のものであって、 世人の為に成すところが多く、 現在なお神として崇尊されてい 浄明忠孝道は所謂道家の虚

縉紳の士は敢えてその当否に大きな関心を有していない。然し浄明忠孝道の説は真忠、 5 場合と同一であり、 深めた蔑視の気持を表明しながら、これと浄明忠孝道の所説を明確に区別すべきことを強調していることはさきの滕賓の すなわち金丹・符籙などによる不老不死・冲虚抜宅を説く仙人隠者の所説に対する知識層の無関心、 わ な教理であり、 つ同志の人々に浄明忠孝道のすぐれた特色をあげ、これを専心に信奉すべきことを勧めている。ここで彼が旧来の道教、 の心は都仙の心であり、 何等変るところはなく、 同様なものと認め、 これは非難することは出来ないし、 真剣に反省すべきである。 そこに説かれる忠孝の実を満せば聖賢の域をも望むことが可能であり、この点では儒教の目ざすところと これに絶大な信頼を置いている点は注目に価するものがある。 忠孝の道徳を実践することによって聖賢の域に到達しうる浄明忠孝道をもって、 この世を離れ去った仙人隠者達の説とは別個の教であることを知らねばならない。まことに玉真 都仙の心は天地の心である。 かくして始めて許公の説く所に近ずくことが出来るであろう。」と云い、 その教説は人々をして悪に対する懲を知らしめ、 同志の士よ、 苟もこの浄明忠孝全書を忽せにすることなく、 至孝をもって教授するのであるか 欲をふさぐ為のすぐれて明らか 或は更にこれを一歩 孔子の儒教の所説と 儒教的教養をも

れ にただ忠孝を守るかぎり道理に乖偏することなく、 論は夫子が当時の頽風敗俗の際に当って天下を律し、 える「君子黄中道理、黄中央色也。」の文を引き、「夫子は坤卦において中正をとり、 最後の序を飾るのは将仕佐郎建昌路儒学教授であった彭埜である。彼は何如にも儒者らしく、 専ら黄中の理となって玉真先生に授けられたのである。従って都仙の心はまさに夫子救世の心であると云える。 尽く中正の理に叶い、 『大忠は一物欺かず、大孝は一体みな愛す。』と云う語や、(31) 中正に帰せしめんとしたものであるが、これが都仙によって伝えら もって聖世を降平の盛にのぼすことが出来るで これを教学の本とした。 冒頭 「易」の坤卦文に見 黄中道理の

あろう。」と云い、

或はまた 「玉真先生語録内集の

『万法みな

として、これまた浄明忠孝道を旧来の道教としてではなく、寧ろ孔子の教学を継承する新教説として受けとめておること 舜以来の精一執中の教旨である。」と述べ、中正を教学の根本に置く孔子の所説が都仙即ち許真君によって伝えられ、 玉真劉に伝えられたものが浄明忠孝道であり、従って浄明忠孝道はまさに孔子の教世の精神を受けつぐものに外ならない 一誠実たり。』の言は誠に都仙の旨をよく体認して教誡としたものであって、(31) 都仙の教旨は夫子の旨であり、更には堯 更に

おわりに

は、

儒教的教養をもつ知識層の浄明忠孝道に対する親近感の実体を端的に示すものと見ることが出来るであろう。

の藍真人の下に参じ、長春宮において全真無為の教旨を授けられ、浄明配道格神昭効法師の号を賜っているなど、 た事実を知りうるが、一方においては浄明忠孝道の二代目の教主である黄元吉が、正一天師道の嗣漢三十九代張天師の篤 のみならず、近世中国の儒教的知識人官僚から、その独自な忠孝の教説が頗る高く評価され、 有力な知識人官僚層を中心に少からぬ信奉者、或は共鳴者を獲得してきたことが、ほぼ明らかとなったと考える。 統を承け継ぎながら、儒教倫理、特に忠孝の実践をもって得道の要訣とする新しい道教々説を唱え、元代より明代にかけて は元初に玉真劉を開祖として江西省南昌県の西山に発祥した道教の新教派であって、六朝以来の沿革をもつ許遜信仰の伝 推挙を被り、 叙上、 許遜教団の発展を辿り、幾つかの憶測を加えながら浄明忠孝道の形成過程を追ってきたことによって浄明忠孝道 浄明忠孝道に加えられた種々の論評によって、既にその都度引用したように浄明忠孝道が道教の内部において 浄明崇徳弘道法師教門高士玉隆万寿宮焚修提点に任ぜられており、また三代目の教主である奇異も全真教 重要な地位を与えられてい 当時道

説き、 専ら儒教を尚ぶ知識層によって高く評価され、時代の脚光を浴びるに至ったものの、 りでなく、より重要なことは、(32) 範囲に止まり、 宗的な超俗的、 真教との間に、 及び全真教が、 ものとして承認していたと見られる点は頗る注目すべきものがある。浄明忠孝道に対する評価と位置づけをめぐるこの様 教内部における浄明忠孝道の実質的な地位が中国を南北に二分する大きな勢力をもっていた正一天師道・全真教の両教団 また教団の面から見ても、発祥の時期において若干遅れをとる浄明忠孝道の教勢は江西の西山を中心とした、比較的狭い 的な条件を抜きにしては考えられぬことのようで、まづ教理的な面から見るならば、正一天師道は主として符籙・章醮を る明瞭な解答を提示する充分な用意はない。併し、 ありようを明らかにすることでもあり、拙稿にとっても見逃し難い重要な課題であるが、遺憾ながら、ここでこれに対す と対等ではなく、 の信仰心を迎える活発な組織的宗教活動を開始するに至らなかった事情が、その根底に潜んでいるのではあるまいかと推 な齟齬が何に基くのか、その背景を解くことはとりもなおさず、近世中国の思想・宗教界における浄明忠孝道の具体的な 全真教が打坐・降心などを説くのに対し、浄明忠孝道は専ら忠孝を基本とする倫理的実践を説いており、たとい全 その教理的な性格ならびに社会的な基盤において真向から争衝すべき対立する立場になかったと云う基本 華北と江南に道教を二分する全真教と正一天師道の勢力分野を脅やかす社会的な基盤をもたなかったばか 神秘的な性格が濃厚であるのに比して、浄明忠孝道は著しく儒教的な世俗的・道徳的な性格を有しており、 新道教のもつ実践的・合理的な性格において共通するものがあるにしても、 両者の間にあたかも師弟の如き上下の関係が存在していたと推察され、 浄明忠孝道が「その法は忠孝をもって本となす」ところの倫理教会としての性格が強く、(33) いづれにせよ斯様な事情は、 少くとも初期の浄明忠孝道と正一天師道 未だ鄙俗な呪術的教法によって民衆 且つ両者が斯様な関係を当然の 全真教の教旨が仏教、 特に禅

考される。

儒教の教説は庶民を直接の対象とせず、士大夫以上の階層を対象として説かれたものであることは否定し難いと

道は、 内面的な乖離を止揚する新教説として、彼等の宗教的な関心を集め、これが彼等をして浄明忠孝道の教説に傾倒せしめる 言動を強く規制する形式的な儒教的礼教と、私的な日常的生活を支配する功利的・肉体的欲求に基く道教的信仰との間 に難くないところであって、忠孝の倫理的な実践をもって得道の要訣とする浄明忠孝道の所説こそ、(35) 介したような民間に継承される伝統的な許遜信仰の習俗を別にすれば、浄明忠孝道に対する尊崇はたとえ観念的・形式的 ころであって、忠孝を標榜する浄明忠孝道も、そのまま民衆社会に浸透しうる適応性を有したとは考えられず、さきに紹(31) ことをしなかった浄明忠孝道の教理的側面を充分に検討することが必要であるが、少くとも元代から明初に至る初期浄明 最大の契機となったのではなかったかと推考する。 醮・金丹等の呪術信仰が浄明忠孝道の教説に付加され、これが強調される明代中期以降のことと見てよいように思われる。 謂ば倫理実践教会として注目され、活動したものであり、実質的に宗教々団としての活動を開始するのは符籙・章 儒教々説をもって人倫最高の理想規範たることを承認する知識人官僚階級を中心とするものであることは推測 勿論、 斯様な思想的背景を論ずるためには、本論において殆ど触れる 彼等の公的な社会的

註

 $\widehat{\mathbf{1}}$ 正乙部 九八八冊

2

方法類

————

第一紙—第十一紙

- 3 道蔵 太玄部 六七七冊 巻四
- (2)「許真君伝補遺」 ⑴「許真君伝考」集刊東洋学 第十五号 弘前大学人文学部紀要 文経論叢 第二巻第一号

5

前掲拙稿 (1)

242

- 6 おこの両者の詳細については後述を参照されたい。 太平部 七五七冊。「浄明道師旌陽許真君伝」は本伝の記載によれば元代の黄元吉の編集、 同じく徐異の校正になる。 な
- (7) 詳細は前掲拙稿の⑴・⑵について見られたい。
- 8 巻首に掲げる疆域全図によれば万寿宮の北十数里程の地点に「許家港」の聚落の存在したことが記入されており、その聚落が「港」 又は「営」とも呼ばれていたことが知られる。 承霈撰 同治十年刊行になる「江西省新建県志」(巻六七)勝蹟の条に「許家営在逍遙山傍。詳許遜伝」と記しているが、 同書の
- (9) 同右の「新建県志」(巻七〇)寺規の条に「竜山寺在天宝洞西南。 いる。天師胡恵超については後述本文に詳しい。 旧名五竜洞。 胡天師恵超常立祠于此。為祈祷之所」と見えて
- 10 「許太史(伝)」(「歴世真仙体道通鑑」巻二六所収 この五伝とは「孝道呉許二真君伝」(道蔵 二〇一冊)。 道蔵 一四三冊)の三伝を指す。 「旌陽許真君伝」(「修真十書玉隆集」巻三二所収道蔵 一二七冊)。
- (11) 道蔵 当返師之。二君辞謝」の如く節用敍述している。 所受孝道明王之法。併蘭公所付孝悌王銅符鉄券金丹宝経授之。且謂呉君曰。君昔以神方為許君之師。今孝道明王之道独許君得伝。君 太平部 第七五七冊に収録される「浄明忠孝全書」(巻一)第二紙―第三紙 に「乃於丹陽県黄堂靖。 問道於諶母。
- 12 同右「浄明忠孝全書」(巻一)所収「浄明経師洪崖先生伝」 第一三紙。同じく「浄明法師洞真先生伝」 第一五紙
- 13 南昌山。」と見え、問題の逍遙山については「在府城西南八十里。南有旌陽玉隆宮。」とあり、巻頭の疆域附図によって概ねその位置を 許真君修道処。」と記しており、また清の高其倬撰「江西通志」(巻四)南昌府山川の条に、西山は「在府城西。 正一部 九〇一冊。 「洞天福地嶽濱名山記」(杜光庭撰)に三十六靖虚の一つである西山について「逍遙山在洪州、 大江之外。
- 14) 前掲拙稿 (2)

確めることが出来る。

- 15 16 地方官が転任後において民衆により生祠される事例は決して少くない。宮川尚志「六朝史研究宗教篇」三七六頁・三八九頁参照 | 両経典は「太上霊宝浄明宗教録」(道蔵輯要 | 危 | 四一〇六)に収められており、八宝垂訓は「修真十書雑著指玄篇」
- 一二二冊にも収められている。 参考のためその八ケ条をそのまま収録しておこう。

修身如此可以成徳

心則不欺。 孝則不悖。

廉而罔貪。 謹乃無失。

寛則得衆。 裕然有失。

接人以此怨咎滌除

容而翕受。

- 前掲拙稿
- 道蔵 洞真部 一二八冊「修真十書玉隆集」 (巻三五)

両者は忠孝の徳目の実践を重視する基本的態度においては同様であるとはいえ、その基本的立場を異にしていることを注意する必要 行不修而但務求玄道無益也。」の所説は仙道の修業者に対し、得道の必須条件として忠孝その他の道徳の実践を指示したものであり、 高かったことを示している。この教説の対象は政治を司る為政者に対するものであり、王者が施政に当って道を実践することによっ 神。不敢為非悪。臣忠子孝。出自然至心。王法無所復害。形罰格蔵。故易治。王者楽也。」の如くであり、忠孝の実践に関する関心が 忠臣」の注文(饒宗願「老子想爾注校箋」第二四―二五頁)に「道用時。臣忠子孝。国則易治。時臣子不畏君父也。乃畏天神。」とか て自ずから忠臣孝子の現れることを説くものであるが、「抱朴子」(巻三対俗篇)に説く「欲求仙者要当以忠孝和順仁信為本。 「佳(往)而不害」の注文(「同校箋」第四七頁)に「王者行道。道来帰往。王者亦皆楽道。知神明不可欺負。不畏法律也。乃畏天 「老子想爾注」には「忠孝」、「忠臣孝子」、「忠臣」等の字句が瀕出しており、一・二の事例を挙げるならば「国家昏乱。

(20) この二十代の相承系譜について「孝道呉許二真君伝」第十三紙は「至永淳三年。奉勅再興孝道。承代伝香。姪男簡。 男玄基。基男紹珪。珪男文椘。椘男王仙。姪法真。真姪顥然矣。」と記載している。 長男法強。強男霊曜。曜姪孝通。通男叔嗣(息)。嗣息法胤。胤姪法恭。恭姪景陽。陽男顒竜。竜男承観。観男道超、超男元枢。枢

がある。道教教説の中に説かれる忠孝の実践はこの後者の場合が圧倒的に多く、近世になるに従ってその傾向は強くなる。

- 洞真部 一一六―七冊の施肩吾撰「西山羣仙会真記」(五巻)は恐らくその間になる撰述と考えてよいであろう。
- 22 道蔵 洞神部 五六〇—一冊。「墉城集仙録」(巻三)参照
- 23 前掲拙稿 「宋史」(巻四六一) 王仔若伝 ⑴。なお拙稿抽印の発送に際してこの誤解に気付いたので、 既に一部の抽印には補訂を加えることが出来た。
- 洞真部 一二八冊 「修真十書玉隆集」(巻三十四)

(27) 道蔵

洞真部

一二八冊。

「修真十書玉隆集」

(巻三十四) 第九紙

加藤繁「唐宋時代の市」福田徳三博士追憶論文集所収。同「唐宋時代の草市及び其の発展」 市村博士古稀記念東洋史論叢所収

244

- 同右「修真十書玉隆集」(巻三十三)第八紙
- も正しいと承知している」(「高子遺書」巻五(会語)の言を引用されているが、この資料は時代こそ若干遅れるけれども、 存在を注意されており、その際東林党の高忠憲の「東林の朋友の間では玄教のことは知られていない。ただ仙家としては許旌陽が最 |酒井忠夫「中国善書の研究」―第三章||明代における三教合|思想と善書―(二九五~六頁)において、はじめて浄明忠孝道の

国の三教合一的思潮の中における浄明忠孝道の微妙な位置を、自ずから浮き彫りする誠に貴重な資料であるといえよう。

- 30 「元史」(巻一八〇)趙世延伝
- 31 道蔵 太平部 七五七冊。浄明忠孝全書(巻三)第一紙
- 32 道蔵 同右 第六紙
- 之旅邸。豊城県之枌針。新奉県之蔵渓。靖安県有劉仙姑。云云。」と記しており、許遜信仰の最初の教線の概略を推測することが出来 いて「真君垂迹遍於江左湖南北之境。因為観府。 為壇靖者不可勝計。 或散在山林湖濼。 竜沙側之磨劒池。 浄明忠孝道の教勢については本論においても若干触れたが、「修真十書玉隆集」所収の「続真君伝」に許真君の教化の垂跡につ 新建県之嘆旱湖。
- 34 道蔵 太平部 七五七冊。 「浄明忠孝全書」(巻一) 第二十三紙
- 津田左右吉「儒教の実践道徳」満鮮地理歴史研究報告 第十三冊参照

いる記述もある有様であり、十二真君の内容は必ずしも一定していなったことが認められる。余白をかりて一筆注釈の欠落を補っておく。 の後に編纂される諸許真君記伝は多くこれに倣っているが、例えば「許真君仙伝」などには再び許遜を除いてこれに胡恵超を加えて取扱って 含まれていないが、確かに「十二真君伝」に拠っている「仙苑編珠」は上掲末尾の「劉・沈」を除き、許遜及び呉猛の二人を加えている。そ れる「孝道呉許二真君伝」には「周・彭・陳・時・旰・甘・曾・鐘・施・黄・劉・沈等十二真君」の記述があり、祖師である許遜はその中に 見当るが、これは教団内部における十二真君の構成内容が時代によって多少変化していることによる。十二真君の名を掲げて最も古いと見ら 本論の十二真君にふれた記述中、許遜が十二真君の中に含まれるのか、それとも許遜以外に十二人の真君を数えるのか、明瞭を欠く表現が (昭和四十三年三月十日稿了)

付記 本稿は文部省科学研究費交付金による研究成果の一部である。